

令和 5 年 川 西 町 議 会  
第 1 回 定 例 会 会 議 録

開会 令和 5 年 3 月 6 日

閉会 令和 5 年 3 月 20 日

令和 5 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 1 号 )

令和 5 年 3 月 6 日



## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和5年3月6日（月） 午前10時00分 開会

日 程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
	報告第1号	定期監査報告について
第4	承認第1号	令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第5	承認第2号	令和4年度川西町国民健康保険特別会計一般会計補正予算の専決処分について
第6	議案第1号	令和5年度川西町一般会計予算について
第7	議案第2号	令和5年度川西町国民健康保険特別会計予算について
第8	議案第3号	令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について
第9	議案第4号	令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
第10	議案第5号	令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について
第11	議案第6号	令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
第12	議案第7号	令和5年度川西町下水道事業会計予算について
第13	議案第8号	令和5年度川西町一般会計補正予算について
第14	議案第9号	令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第15	議案第10号	令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第16	議案第11号	令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第17	議案第12号	令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について
第18	議案第13号	令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

第 19	議案第 14 号	令和 4 年度川西町下水道事業会計補正予算について
第 20	議案第 15 号	川西町個人情報保護法施行条例の制定について
第 21	議案第 16 号	川西町個人情報審査会条例の制定について
第 22	議案第 17 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
第 23	議案第 18 号	川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例及び川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例
第 24	議案第 19 号	川西町の職員の定年等に関する条例の一部改正について
第 25	議案第 20 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
第 26	議案第 21 号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 27	議案第 22 号	川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について
第 28	議案第 23 号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 29	議案第 24 号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 30	議案第 25 号	川西町国民健康保険条例の一部改正について
第 31	議案第 26 号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について
第 32	議案第 27 号	川西町ふるさと応援基金条例の全部改正について
第 33	発議第 1 号	川西町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
第 34	発議第 2 号	川西町議会委員会条例の一部改正について
第 35	発議第 3 号	川西町議会会議規則の一部改正について

(午前10時00分 開会)

議長(寺澤秀和議員) 皆様、おはようございます。

これより、令和5年川西町議会第1回定例会を開会いたします。

なお本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

会議に入る前に、御報告申し上げます。

中嶋正澄議員が、去る2月4日に御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

中嶋正澄議員は、平成11年の初当選以来、6期連続当選を果たされ、その間、議長、副議長、監査委員、総務建設経済委員長等々の要職を歴任、町政の発展に大きく貢献され、多大なる功績を残されました。

今後のまちづくりや議会の活性化について、御指導、御助言を期待していた矢先に、再び相まみえることのできないことを悲しむものであります。

ここで、故 中嶋正澄議員の御冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと思いますので、皆様、御起立をお願いします。

議会事務局長(中川辰也) 黙祷。

(黙 祷)

議会事務局長(中川辰也) 黙祷を終わります。御着席ください。

議長(寺澤秀和議員) ありがとうございます。それでは、議事進行に戻ります。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。

町長。

町長(小澤晃広) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和5年川西町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして、格別の御理解御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、先月トルコとシリアにまたがる広範な地域において、東日本大震災を上回る地震により5万人を超える方々の尊い命が失われました。謹んで、御冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

また、ロシアによる侵攻が続くウクライナでは、侵攻1年目を契機としたロシアによる大規模攻撃があり、さらには、各地での偵察気球の領空侵犯など、対峙する国同士の緊迫する状況が続き、世界の分断が各所でハッキリと目に見える状態になってしまっており、今後、先行きを懸念するところです。

一方、3年にわたり私たちの生命(いのち)や生活に深刻な影響を与えてきたコロナ禍は、ようやくここに来て、トンネルの出口の明かりが見えてきたようであります。

これまで、推奨されてきたマスク着用も、条件付きではありますが、それぞれの判断に委ねられていくこととなり、また、来る5月には、感染症法上の分類が5類に変更されるなど、日常性を取り戻しつつあり、ポストコロナの新しい時代に入ってきています。

こうした新時代に向かう時にこそ、時代の変化をしっかりと捉え、新しい取組にチャレンジしていくこと、そして、ともにチャレンジする仲間との協働を広げていくことが必要であると考えております。

「未来創造スタート」をテーマとした今年度は、幼稚園の認定こども園への移行、結崎駅の新駅舎のオープン、ごみ集積所の増設、ふれあい収集の拡充、公民館バリアフリー化補助金の新設、コンビニでの住民票等の交付開始、複業プロ人材との協働、関係人口創出補助金の創設、「川西まち企業リンク」の設立など、多くの新しい取組を開始することができています。

さらに、今年度スタートした未来創造を力強く、一步一步着実に階段を上るように進めることをめざし、来年度に向けた予算を「未来創造（ステップアップ）予算」と位置付け、「川西町での暮らしをより良くする」「川西町の未来をより良きものにする」べく、さらに取組を進めていきたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、令和5年度一般会計当初予算のほか、予算関係14件、条例関係13件の議案及び承認案件2件を提出させていただいております。

何とぞ慎重御審議のうえ、御議決御承認賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

議 長（寺澤秀和議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、松村定則議員、6番、安井知子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より、20日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より20日までの15日間と決定をいたしました。

日程第3、諸報告に入ります。報告第1号、令和4年12月から令和5年2月期までの例月出納検査の結果報告が提出されております。その報告を西田監査委員に求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子委員） 令和4年12月から令和5年2月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

伊藤監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和4年度の川西町一般会計及び

特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、岡田会計管理者並びに山口事業担当理事に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納保管などについては、過誤もなく、適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和5年3月6日

監査委員 西田亜希子

議 長（寺澤秀和議員） 諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。お諮りいたします。

日程第4、承認第1号、令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第35、発議第3号、川西町議会会議規則の一部改正についてまでの各議案につきましては、既に、招集通知とともに配布しております関係上、各位におかれましては、熟読願っておりますので、この際、各議案の朗読を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 異議なしと認めます。よって、各議案の朗読は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第4、承認第1号、令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分について及び日程第5、承認第2号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についてを一括議題としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 異議なしと認めます。よって、承認第1号及び承認第2号は、一括議題とすることに決定をいたしました。

承認第1号、令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分について及び承認第2号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（小澤晃広） 御説明いたします。

承認第1号、令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてであります。これは、昨年12月、国の第2次補正予算により措置された、出産・子育て応援交付金に係るものでありまして、妊娠届出時、出生届出時の5万円給付を、早期に支給するよう求められたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、総額588万1000円の予算を専決処分したものであります。

次に、承認第2号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についてですが、これは、一般被保険者療養給付費等について、想定を超える大幅な伸びがあり、国民健康保険団体連合会への支払いについて、

2月請求分及び3月請求見込み分を合わせますと、予算に不足を生じることから、地方自治法に基づく専決処分を行ったものであります。

なお、補正額は、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費併せて6000万円であります。

説明は以上であります。

議 長（寺澤秀和議員） 説明が終わりました。 お諮りいたします。  
ただいま説明のありました、承認第1号及び承認第2号は、厚生文教委員会に付託したいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 異議なしと認めます。よって、承認第1号及び承認第2号は、厚生文教委員会へ付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

日程第6、議案第1号、令和5年度川西町一般会計補正予算についてから、日程第32、議案第27号、川西町ふるさと応援基金条例の全部改正についてまでの議案27件を一括議題と思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第27号までの27議案を一括議題とすることに決定をいたしました。

議案第1号、令和5年度川西町一般会計予算についてから、議案第27号川西町ふるさと応援基金条例の全部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（小澤晃広） それでは、これより令和5年度川西町一般会計当初予算案をはじめ、今議会に上程いたしました諸議案の提案要旨について御説明いたします。

まず、新年度における町政運営の基本方針と主な施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ、住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、冒頭のごあいさつで申し上げましたように、地球規模の自然災害や国家間の対立による混乱の中、エネルギー・食料価格の高騰、世界的景気後退の懸念など、我が国を取り巻く環境は厳しさを増し、先行き不透明で不安定な状況にあります。

こうした中、国におかれましては、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーション、GX、DX等といった成長分野への大胆投資、また、少子化対策・子ども政策の充実等を含む包摂社会の実現等による新しい資本主義の加速などの措置を講じた、令和5年度一般会計予算を総額114兆3800億円で編成されたところであります。

また、これに基づく令和5年度地方財政計画は、総額92兆400億円、

一般財源総額では、交付団体ベースでおよそ6兆2千1600億円確保され、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、地域社会のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、必要な財源手当がなされたところであります。

そして、このような背景を踏まえ、我が川西町においては、今進めております施策の4つの柱である①シニアの生活支援強化、②子育て、教育の支援強化、③人、企業が集まるまちづくりの推進、④行政改革の推進強化を、予算編成の基本といたしまして、策定作業を進めました結果、令和5年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、54億5629万8000円となったところであります。

前年度と比較して、およそ9億1600万円の増加であります。これは、唐院工業団地造成工事の実施に伴い、貸与していた土地開発公社への貸付金が、工事完了により償還され、これを基金に積み戻したこと、県下10市町村で進めている山辺・県北西部広域環境衛生組合のごみ処理施設の建設工事が本格化し、その負担金が増加したこと、さらに、結崎駅周辺整備事業において、結崎1号踏切改良工事負担金をはじめとする工事関連経費が増加したことなどによるものであります。

このほかにも、子育て世代を支援するため、第2子の保育所利用料の完全無償化や子ども医療費の対象年齢の引上げ、住民同士の交流活動の促進や地域商業活性化の取組、暮らしを支える安心安全な交通環境の確保のための道路整備など、新規の様々な事業展開や既存事業の充実強化を図ったところであります。

そして、これに対する財源、歳入についてですが、町税をおよそ11億3800万円、地方交付税を13億7000万円、国庫支出金を5億4000万円、町債を3億1400万円見込んでおります。町税については、個人・法人住民税の課税所得の増を見込むとともに、地方財政計画に基づき、地方交付税の増と町債の臨時財政対策債の減を見込んでいるところです。

次に、国民健康保険をはじめとする5つの特別会計の予算案であります。総額で23億640万7000円、前年度からおよそ3800万円の増となっております。

このうち介護保険事業勘定特別会計では、第8期介護保険事業計画の最終年度で、在宅介護サービス費・施設介護サービス費の予算が大幅な増となったものであり、一方、国民健康保険特別会計では、被保険者数の減などにより、予算額が減少したところです。

次に、公営企業の下水道事業会計予算についてであります。

業務量として、水洗化人口6275人、年間総処理水量、83万3939立米を予定し、収益的収入及び支出の予定額は、下水道事業収益、下水道事業費用ともに2億8395万9000円を見込むものとともに、資本的収入及び支出の予定額では、いずれも2億7285万6000円を見込んでいるところです。

それでは、これより別にお配りしている「令和5年度当初予算案の主要政策の概要」により、主な新規・重点政策について、御説明いたします。

まず、3ページの3、消防防災対策の推進であります。

令和4年度から着手しております地域防災計画の見直しを速やかに完了し、住民の生命と財産を守る体制整備と仕組みづくりを進めます。

次に、4ページをご覧ください。

1、広報・広聴事業では、川西町の認知度向上と魅力発信を行い、子育て世代等を町外から呼び込むブランディング活動の一環として、シティープロモーション推進事業を実施いたします。

2、企画事業の(4)地域活性化事業では、引き続き、地域外の方が行う町の活性化に資する活動について、関係人口創出事業補助金により支援するとともに、商業施設おくやま内の空きスペースを活用した交流拠点づくりや地域活性化を図る様々なイベント開催を行う地域活動創出事業を行います。

また、優れた知見・ノウハウ・実績等を有する民間・外部の人材を登録し、町行政で積極的に活用する複業人材登用事業を行います。

(5)自治会活動の推進では、令和4年度に創設した集会所バリアフリー化促進事業補助制度を継続、住民の活動拠点である集会所を、高齢者などスムーズな移動がしづらい方々にとっても、使いやすい施設・環境にするバリアフリー化を支援します。

(6)ふるさと応援寄付金制度では、これまでの個人を対象にしたふるさと納税寄付金に加え、企業版ふるさと納税の受皿を整備し、寄付金を仲立ちとして、町の地方創生取組に対する企業の社会貢献活動や、町と企業とのパートナーシップ構築を目指します。

5ページをご覧ください。

3、地方創生事業の(2)移住定住促進事業では、東京圏をはじめとする移住・定住を促進するため、PRチラシを作成・配布するとともに、移住定住促進補助金制度を継続実施します。

6、商工総務事業の(2)商工業振興事業では、「マルシェ」や「地域マーケット」を開催し、地元の良さを再発見していただくとともに、その魅力を町内外に発信して、町の活性化につなげます。

5ページ下段の1、基幹システム共同化の推進及び情報誌システムの充実であります。

デジタル化の推進を通じて、住民皆様の利便性向上や行政事務の効率化を一層進めることとしておりますが、今年度は、7市町で共同処理を行っている住民情報の基幹システムについて、国の標準システムへの転換に着手するとともに、オンライン手続きのためのシステム構築を一層進めて参ります。

また、デジタルデバインド対策として行うスマートフォン講習会の開催や役場・集会所等におけるFree Wi-Fiの構築・提供を引き続き実施して参ります。

6ページです。

1、児童・ひとり親福祉の推進では、次代の社会を担う子どもの健やかな成長と子育て環境の安定を図る国の支援制度を適切に実施して参ります。

2、福祉医療対策の推進では、この4月より、子どもの健康保持と増進を図るため、子ども医療費助成の対象年齢を中学校卒業時までから、高校卒業時の年齢まで拡充します。

4、戸籍・住民基本台帳事務では、令和5年度中に国の戸籍情報連携システムと接続し、戸籍の各種届出の情報連携や証明書等の広域交付の業務を開始します。

7ページをご覧ください。

7、国民健康保険の制度改革でですが、(1)療養給付費等の支払いとして、制度改革により、4月以降の出産にかかる出産育児一時金を50万円に引き上げるとともに、新たに基金を活用して、(5)人間ドック助成事業を創設。国民健康保険加入者で人間ドックを受診した住民に対し、上限額2万円で助成することとし、疫病の早期発見、生活習慣病の予防等、健康増進のための支援制度を開始します。

8ページをご覧ください。

8、環境衛生の推進では、県下10市町村で進める山辺・県北西部広域環境衛生組合のごみ処理施設の建設が本格化することに伴い、その建設負担金を計上するとともに、従来以上に遠方へごみの運搬が必要となることから、老朽化した塵芥車の更新予算や、大型ごみの一時保管場所の確保のための経費も併せて計上しているところです。

9ページの2、障害者福祉の推進ですが、障害の程度に関わらず、その人らしく安心して自立した日常生活を営むことができるよう、国の支援制度を適正に運用するとともに、公平かつ適切な福祉サービスが受けられるよう、引き続き各種事業の推進に努めます。

令和5年度は、令和6年度を初年度とする第4次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定することとしており、ニーズ調査や需要見込みに基づき、施策目標やサービスの種類ごとの必要量などを定めることとしております。3、児童・母子福祉の推進のうち、(1)保育の実施・運営補助では、新たに第2子の保育所利用料の無償化を本年9月から開始することとしております。

他の先進的団体と同様の国の基準では対象にならない戸籍上の第2子の保育料を完全無償化することにより、家庭の経済的負担を軽減し、子育てしやすいまち「かわにし」をアピールし、子育て世帯の移住定住にもつなげて参りたいと考えております。

さらに、物価高騰下で、副食費免除対象者の給食の質確保や主食の給食費負担軽減を目的として、激変緩和のための助成を行います。

(2)放課後児童対策事業及び(3)学童保育所建設事業では、令和4年度に着手した学童保育所の建設事業を引き続き実施し、早期完成を目指すとともに、竣工時に関連備品の整備を行います。

10 ページです。

8、保健衛生事業の推進、(4) 母子保健事業では、創設された国の出産・子育て応援交付金により、妊娠・出産届を行った妊婦等に対し、5万円給付による経済的支援を行うとともに、これまで本町において、先行実施していた妊娠期から子育て期において訪問やオンラインによるサポートなどを行う伴走型相談支援、さらには、各種健診等を切れ目なく行い、個々の状況に応じながら、地域で子育てを支える環境を引き続き整えて参ります。

11 ページをご覧ください。

1、高齢者福祉の推進(7) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業は、令和6年度から新たにスタートする事業で、令和5年度は、健診、医療・介護等の状況を分析するためのシステムを導入、また活用して、健康課題の抽出や今後の事業展開の検討を進めます。2、介護保険対策の推進ですが、令和6年度から3年間の第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定を行い、必要とされる介護サービスの量や目標などを定めることとしており、高齢者が、介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる環境づくりを目指します。

12 ページに参りまして、町直営の地域包括支援センターでは、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成し、また、対象者の計画に基づく介護予防や日常生活の自立に向けた支援を引き続き実施します。

3、介護サービス事業の推進です。指定管理者制度により、ぬくもりの郷デイサービス及びグループホームの管理を社会福祉法人に運営を委ねておりますが、費用分担の取決めにに基づき、町がデイサービス送迎車の更新と自動ドアの修繕等を実施し、利用者の利便性向上に努めることとしております。

13 ページをご覧ください。

2、農業基盤の整備では、農業経営の合理化、農業生産力の向上及び農業構造の改善を図るため、農業用施設等の整備や維持管理に努めるとともに、

3、農業振興では、引き続き各種助成金等により、農業者所得の安定や組織活動の育成を図ることとしています。

5、森林環境保全事業ですが、国から交付される森林環境譲与税を活用し、森林環境教育の推進や木育推進備品の購入を進め、森林保全の啓発普及を図ることとしています。

14 ページをお開きください。

7、空家対策の推進です。全国的な課題ともいえる空家対策は、所有者自身による適切な管理を促すだけでは立ち行かなくなっており、老朽危険家屋等の除却や既存住宅の現況調査などの補助制度に加え、新年度は新たに、空家等活用推進補助制度を創設します。

これは、不要家財の処分費用を助成することにより、新たな入居者の確保を容易にし、空家の利活用を促進するためのもので、空家の発生抑制等総合的な対策により、生活環境の保全に努めて参ります。

8、道路整備の推進であります。

私たちの生活を支える最も基本的な社会資本である道路の安全と円滑・快適な通行確保のため、(1) 道路橋梁維持補修事業として、町内道路の舗装打替、舗装修繕、歩道拡幅、交差点改良事業等を実施します。

また、新たに川西町側から、まほろば健康パークへのアクセス整備のため、県の助成を受けて、杉の木橋整備検討調査業務を実施いたします。

(3) 道路新設改良費では、緊急車両等の通行が困難な狭隘道路の改良経費を計上しております。

15ページをご覧ください。

9、建築安全対策事業ですが、木造住宅の耐震診断と木造住宅の耐震改修の経費を助成し、災害に強い安全安心なまちづくりを目指します。

10、公園維持管理事業です。結崎駅前公園の開設に伴い、快適で利便性の高い公園環境の維持保全に努めるとともに、一部老朽化した公園フェンスの改修を行い、安心して利用できる公園施設の管理に努めます。

13、上水道老朽管更新事業です。

令和4年度に創設された磯城郡水道企業団が実施する上水道老朽管更新事業の事業費の一部を負担し、公益企業の経営の健全化、経営基盤の強化を図ります。

16ページをお開きください。

2、結崎駅周辺整備事業です。

「まちの玄関口」である結崎駅の安全快適なアクセスと交流・賑わいの拠点整備のため、駅併設施設の基本設計や実施設計、踏切改良工事のほか、事業進捗に必要な関連事業を行います。

3、東城地区整備事業ですが、駅周辺の踏切拡幅工事に伴い、バイパス道路等の整備や交通安全施設の設置などを進めます。

4、都市計画事業です。新年度は、都市再生特別措置法に基づき策定した立地適正化計画について、法改正に伴う防災指針の追加や川西町第3次総合計画後期計画の内容に即した見直しを行うとともに、町内に商業施設の誘致検討を進めるため、商業施設の需要調査や誘致を実現する事業手法の検討を行う「産業施設誘致調査検討業務」を新たに実施します。

また、5、大和平野中央田園都市構想では、県と協働で行う「ウェルネス」をテーマとした新たなまちづくりの推進を図る体制を整備することとしています。

17ページをご覧ください。

1、学校教育の推進(1) 事務局費ですが、GIGAスクール構想により整備されたモバイル端末の更なる活用を図るため、校外学習におけるモバイルWi-Fiルーターの利用促進を進めます。

(3) 川西小学校管理費では、様々な困難を抱える児童への学習支援のため、特別教育支援員の充実を図るとともに、陳腐化した校務用パソコンの一括更新により、職員の業務改善と勤務環境の整備を進めます。

また、整備された学習用パソコン等の一層の活用を図るため、教員のIC

T機器操作の習熟や授業支援をサポートするICT支援員の配置を充実いたします。

18ページですが、企業版ふるさと納税寄付金を活用して、バスケットボール関連の施設整備や振興教室の開催により、子どもの健康や体力の基礎を培い、公正さや規律を学ぶスポーツを楽しむ環境づくりを行います。

(3) 川西町幼稚園管理運営費ですが、認定こども園による長時間保育の充実を図りながら、引き続き満3歳児以上の幼児教育を実施します。

(4) 学校給食等の実施であります。食材料費の高騰に伴い、激変緩和措置として、学校給食費の一部公費負担を実施します。

下段に転じまして、2、生涯学習等の推進(1)文化会館の管理運営として、通路誘導灯のLED化工事では、バッテリーの更新及びLED化により、避難誘導等の機能回復を図り、利用者の安全確保に努めます。

19ページをご覧ください。

(2) 各種教室の開催のうち、青少年健全育成事業では、引き続き和太鼓、能楽等の講座を開催、また、木育キャラバン事業等を実施して、子どもたちの豊かな心を育みます。

国際交流事業では、パラリンピックホストタウン事業を継承し、新たな国際交流について取り組みます。(3)島の山古墳整備事業では、国史跡島の山古墳の整備のための仮橋の設計を行うこととしています。

4、ふれあいセンターの運営及び図書館の充実のうち、(2)図書館サービスの充実では、新たにブックスタート事業を開始、特定年齢の幼児を対象に発育に合わせた絵本を提供することで、本に接する機会を増やし、言葉と心を育てる取組を進めることとしています。

20ページです。

下段の1、下水道事業においては、①事業費用の(2)下水道維持管理事業として、令和5年度は新たに流域関連公共下水道事業計画の変更を行うとともに、経営戦略の見直しを行います。

さらに、②資本的支出の(1)公共下水道事業建設改良として、引き続きストックマネジメント計画に基づく下水道人孔蓋改築工事を実施します。

以上が、議案第1号から第7号までの令和5年度の各会計の当初予算及び主要政策の概要であります。

新たに種を蒔いたもの。令和4年度に蒔いた種を大きく育てていくものがございますが、4つの主要施策の具体化、実現化に向けてステップアップするために、いずれも重要な事業と考えております。

「暮らしをより良く、より安全安心なものに」、また、「川西町を未来世代に誇りを持って引き継いでいくまちづくり」を進めるため、これらの事業の実施に全力で邁進したいと考えております。

次に、議案第8号から議案第14号までの令和4年度補正予算案について御説明いたします。

まず、議案第8号、令和4年度川西町一般会計補正予算についてですが、

歳入歳出それぞれに2億1212万8000円を加え、歳入歳出予算総額を50億1336万5000円としております。

歳出にあつては、肥料高騰等にあえぐ農家支援策として、激変緩和助成金を支給するとともに、ぬくもりの郷の空調設備の更新、文化会館の防犯カメラシステム取替など、老朽化施設・設備の機能復旧を図り、また、後年度の財政負担に備え、基金積立や町債の繰上償還など、増額の補正を行う一方、各種事業の執行残等について減額補正を行います。

また、歳入にあつては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を計上するとともに、普通交付税の予算超過分や繰越金等の増額補正を行う一方、歳出で減額となる事業費見合いの国・県支出金、繰入金、町債を減額補正しているところです。

歳入歳出以外の予算としては、繰越明許費において、新型コロナウイルス対応事業費ほか5事業、金額1億993万9000円の範囲で、未執行分を令和5年度に繰り越して使用できるようにするとともに、地方債の補正では、減収補填債の発行枠を確保したうえで、発行限度額総額を6580万円減額して、2億4240万9000円とします。

次に、議案第9号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出それぞれに61万3000円を加え、歳入歳出予算の総額を11億5149万1000円とするもので、これは、一般被保険者医療給付費等に係る県への納付金の増によるものであります。

続いて、議案第10号、令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

歳入歳出それぞれに70万円を加え、歳入歳出予算の総額を1億9320万7000円とするもので、これは、後期高齢者健康診査の受診者の増加に伴う健康診査委託料等の増加に係るものであります。

議案第11号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてです。

歳入歳出それぞれに133万4000円を加え、歳入歳出予算の総額を10億1415万円とするもので、居宅介護サービス給付費や居宅介護サービス計画給付費の増によるものであります。

次は、議案第12号、令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてです。

歳入歳出それぞれから624万5000円を減じ、歳入歳出予算の総額を762万7000円とするもので、地域包括ケア支援システムについて、令和5年度に3市町による共同設置を目指すこととなったため、システムの更新経費が不要となったことなどによる減額補正であります。

続いて、議案第13号、令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてですが、歳入歳出それぞれに666万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1219万4000円とするものであります。

貸付金の未償還額の一部が、知事が特に認める経費として県住宅新築資金等貸付助成事業補助金の対象となったことから、義務負担の一般会計繰入金を加え、これを基金に積み立てるものであります。

最後に議案第14号、令和4年度川西町下水道事業会計補正予算についてです。

人事院勧告等による職員給与費の増などにより、収益的収入及び支出の予算額のうち、下水道事業費用予定額を13万9000円増額し、2億3417万5000円に増額するとともに、一般会計貸付金の返還のため、資本的収入及び支出の予定額のうち、資本的支出予定額を8308万8000円増額するものであります。

続きまして、条例関係の議案第15号から議案第27号について、御説明いたします。

まず、議案第15号、川西町個人情報保護法施行条例の制定についてです。

これは、改正個人情報保護法の施行に伴うものでありまして、これまで地方公共団体が個別に定めていた個人情報保護条例について、国が全国的な統一ルールを規定し、原則としてこれに従うこととなったことから、既存条例を廃止のうえ、改正法を町が適用して施行するために必要な規定を新たに条例として、整備するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日で、一部、町条例に関する経過措置を設けているところであります。

次に、議案第16号、川西町個人情報保護審査会条例の制定についてです。

これは、改正個人情報保護法及び関連条例の施行等に伴い、附属機関である個人情報保護審査会の設置と、その組織及び運営等について規定するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日で、廃止される川西町個人情報保護条例において、委嘱された個人情報保護審査会委員については、経過措置を設けているところです。

議案第17号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてであります。

令和5年4月1日から改正地方公務員法が施行され、定年年齢の引き上げと（いわゆる役職定年制の導入）定年前再任用短時間勤務制などが新たに制度化されますが、これに伴い定年条例を除く関連10条例を一括して整備改正するものであります。

60歳超の職員の給料や降任等により給料の減額措置を受ける職員の給料調整額等を定めた給与条例の改正規定のほか、各条例において、地方公務員法の引用条項や用語の改正、その他所要の規定整備を行うものであります。

施行期日は、令和5年4月1日としておりますが、定年年齢65歳までの引き上げが完了するまでは、現行の再任用職員等に関する経過措置を設けているところであります。

次は、議案第18号、川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写

し等の交付に係る手数料に関する条例及び川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部改正についてです。

これは、改正個人情報保護法の施行及び関連条例の制定等に伴い、当該2条例において、引用条項や手数料の減免規定の一部を改正するものでありまして、施行期日は、令和5年4月1日としております。

続いて議案第19号、川西町の職員の定年等に関する条例の一部改正についてです。

議案第17号で御説明したように、改正地方公務員法の施行に伴い、定年年齢の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）の導入、そして、定年前再任用短時間勤務制に関する規定等を盛り込み、整備するため、改正を行うものであります。

施行期日は、令和5年4月1日とし、併せて定年年齢の段階的引き上げ、勤務延長、定年退職者の再任用に関する経過措置を設けているところであります。

議案第20号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてであります。

報酬支給対象の特別職職員の職名変更及び附属機関の運営実態に即した条例別表の改正を行うものであり、施行は、公布の日からとしております。

次に、議案第21号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

これは、厚生労働省令の一部改正により、参酌すべき基準が改正されたことから、安全計画の策定義務等を事業者を求めるなどの改正を行うものでありまして、施行期日は、令和5年4月1日としておりますが、安全計画の策定については、経過措置を設けているところです。

続いて、議案第22号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正についてですが、これも改正個人情報保護法の施行に伴う引用条項の改正と所要の規定整備を行うもので、施行期日は、令和5年4月1日としております。

次に、議案第23号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

これは、厚生労働省令の一部改正により、従うべき基準が改正されたことから、安全計画の策定や、送迎用の自動車運行時における乳幼児所在確認義務等を事業者を求めるなど、所要の規定整備を行うものであります。

施行期日は、令和5年4月1日ですが、送迎用自動車内の乳幼児見落とし防止措置の設置については、経過措置を設けております。

議案第24号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

これは、児童虐待防止及び児童の権利利益の擁護の観点から、民法及び児童福祉法の懲戒権の規定が削除され、併せて内閣府令が改正されたことから改正を行うもので、管理者の懲戒に関する権限の規定を削除するなどの規定

整備を行うものであります。

なお、施行は、公布の日からとしております。

次に、議案第25号、川西町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

これは、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるとともに、厚生労働省から出されている国民健康保険条例参考例に即し、財産管理規定を削除するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日から、条例施行日前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金の額は、なお従前の例によるものとしております。

続いて、議案第26号、川西町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

これは、令和6年度に県内市町村の保険料率が一本化されるに際し、過度な負担とならないよう、段階的に保険税を引き上げ、改定するものでありまして、併せて、所得・世帯構成等に応じた減額規定や未就学児の均等割の5割減額の規定についても、改正するものであります。

施行期日は、令和5年4月1日で、改正後の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとしております。

最後に、議案第27号、川西町ふるさと応援基金条例の全部改正についてであります。

ふるさと応援基金条例は、これまで地方税法に規定するいわゆるふるさと納税寄付金のみを対象として、その適切な管理を行うため設置された基金条例でありましたが、今般、地域再生法に規定する、いわゆる企業版ふるさと納税寄付金も含めた基金条例に全面的見直しを行ったことから、条例の全部改正を行うものであります。

施行は公布の日から、また、これまでに積み立てたふるさと応援寄附金については、改正後の条例で規定する、ふるさと納税寄付金として引き続き、管理することとしております。

以上で、今議会に上程させていただいた全ての議案の説明が終わりました。何とぞ、よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺澤秀和議員） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第1号から議案第27号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第27号は、総務建設経済委員会、厚生文教委員会へ付託することに決定をいたしました。

なお、各委員会の開催は、通告のとおりですのでよろしくお願いいたします。

次に、日程第33、発議第1号、川西町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会 福山臣尾委員長。

議会運営委員会委員長（福山臣尾議員） それでは、川西町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての提案理由を御説明させていただきます。

今般の個人情報保護制度の見直しにより、現行の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律に沿って、改正されることとなりました。

しかし、改正後の個人情報保護制度では、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いにかかる規律の対象外となっていることとの整合性を図るため、基本的に新法で制限される機関から地方公共団体の議会は除外されています。

しかしながら、内閣官房の個人情報保護制度の見直しに関する最終報告、（令和2年12月）において、地方公共団体の議会は、個人情報の保護に関しては、条例等により共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望ましい旨の見解が出されていることから、当該条例を制定するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（寺澤秀和議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（寺澤秀和議員） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（寺澤秀和議員） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。これより採決に入ります。

発議第1号、川西町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。この採決は挙手により行います。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、挙手を願います。

（挙手する者あり）

議長（寺澤秀和議員） 賛成全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、発議第2号、川西町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会 福山臣尾委員長。

議会運営委員会委員長（福山臣尾議員） それでは、川西町議会委員会条例の一部改正についての提案理由を御説明させていただきます。

議会運営委員会委員の任期に関する規定の条文が、他の条文と重複して規定されていることから、これを改めるものであります。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（寺澤秀和議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。  
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。これより採決に入ります。

発議第2号、川西町議会委員会条例の一部改正については採決します。この採決は挙手により行います。

発議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、挙手を願います。

（挙手する者あり）

議 長（寺澤秀和議員） 賛成全員であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、発議第3号、川西町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会 福山臣尾委員長。

議会運営委員会委員長（福山臣尾議員） それでは、川西町議会会議規則の一部改正についての提案理由を御説明させていただきます。

本規則の目次と条文の整合性を図るため、目次を改めるものであります。

各議員におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議 長（寺澤秀和議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。  
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。これより採決に入ります。

発議第3号川西町議会会議規則の一部改正についてを採決します。この採決は挙手により行います。

発議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、挙手を願います。

(挙手する者あり)

議 長（寺澤秀和議員） 賛成全員であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

各議案の調査、委員会審査のため、明日3月7日及び3月9日から3月19日までの11日間を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（寺澤秀和議員） 異議なしと認めます。よって、明日3月7日及び3月9日から3月19日までの11日間を休会にすることに決定しました。

なお、3月8日午前9時より、一般質問及び総括質疑のため、会議を開きます。また、本日、各常任委員会に付託されました。各案件は、3月20日の本会議におきまして、委員長の報告を求めることにいたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時06分 散会)

令和 5 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 2 号 )

令和 5 年 3 月 8 日

## 令和5年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

召集年月日	令和5年3月8日		
召集の場所	川西町役場議場		
開 会	令和5年3月8日 午前9時00分 宣告		
出席議員	1番 阪本 学	2番 弓仲 利博	3番 福山 臣尾
	4番 堀 格	5番 松村 定則	6番 安井 知子
	7番 福西 広理	8番 伊藤 彰夫	9番 石田 三郎
	10番 寺澤 秀和		12番 芝 和也
欠席議員			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 小澤 晃広	副町長 森田 政美	
	教育長 橋本 宗和	総務特別参事 江畑 幸男	
	行政改革統括理事 石田 知孝	まちマネジメント担当理事 山口 尚亮	
	まちづくり推進担当理事 乾井 宏純	教育委員会事務局長 吉岡 秀樹	
	総務課長 西川 直明	税務課兼債権管理課長 松下 正嗣	
	住民保険課長 大西 成弘	福祉こども課長 中森 委香	
	長寿介護課長 栗林 美子	まちづくり推進課長 喜多 勲	
	社会教育課長 浅田 裕信	デジタル推進室長 梅津 光章	
	会計管理者 岡田 充浩		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	5番 松村 定則 議員	6番 安井 知子 議員	

## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和5年3月8日（水） 午前9時00分 再開

日 程	議案番号	件 名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前9時00分 再開)

議長（寺澤秀和議員） 皆様おはようございます。  
これより、令和5年川西町議会第1回定例会を再開いたします。  
本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。  
ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。  
一般質問に入ります前に、申し合わせ事項について、事務局長に説明をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中川辰也） 説明いたします。一般質問の制限時間は、申し合わせにより、20分となっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については制限ありません。

以上です。

議長（寺澤秀和議員） 日程第1、一般質問に入ります。  
それでは、質問通告順により、順次質問を許します。

6番、安井知子議員。

6番議員（安井知子議員） おはようございます。議長の許可を得ましたので、発言させていただきますが、今日は少し長いです。御清聴ください。

国債購入に関する条例を策定すべきではないでしょうか。

令和4年12月16日、議会最終日に町長より、現在の川西町の基金約44.6億円のうち約半分を国債に投機したく、議員の了承を得たいと発言があり、満期まで据え置くと元本割れはない。他町村でもやっているという説明がありました。

令和4年12月26日、議員研修終了後、1年に1億円です。10年で10億円で満期が回ってくると投機の手法を変える説明がありました。

その2日後、12月28日、現在川西町の負担約58億円のうち、民間銀行から借りている借入金18.5億円を繰上償還しない理由として、①借入金は住民負担の世代間調整が必要。一気に返済すれば将来の住民や世代が負担すべきものを、現在の住民が全て負担することになる。

享受する行政サービスと負担との間に不公平が生じる。②過去の高い借入金利のものは繰上げ返済しているため、0.5以下のもののみである。③現在20年物の国債は1.1%を超えている。これを18億円全て国債に置き換えて運用することは、基金の流用性の確保の見地から、現実的ではないが、少なくともその一部を国債で運用すれば、支払利息を上回る受取利息を得られる。

④基金はそれぞれ条例により設置目的が定められている。その目的に合致しない基金の処分取り崩しはできない。

最も汎用性のある財政調整基金や、減債基金でも処分可能な事由が決められている。直ちに全額を繰り上げ返済すべきでない、との説明文をいただい

た。

令和5年1月7日、川西町年始交換会の小澤町長の挨拶で、コスモスホールを正面スクリーンに、40億円の基金で国債を買いますと映し出されました。

その2日後、1月9日、40億円も国債を買われるのかと町長にお尋ねしたら、あの書き方では誤解を招いたかも。少しずつ5000万円ぐらいずつ買っていきますと答えられた。

以上が国債購入に関し、町長が発信された経緯です。

しかし、9月議会で、災害基金の必要性をお願いしたら、財政調整基金や減債基金があると返答された。

これを国債に変えるのか、災害が発生したらどうする。災害で多額の財政支出が必要になり、償還財源に不足が出たとき、国債では即、役に立たないし、解約すると損が発生する可能性が大。

もし、支払金利を上回る受け取る利息を受け取るとしても、20年後ではないのか。

その時には、川西町の財政管理者も変わっておられるのでは、貨幣価値も変わっているかも。もしものときは、誰が責任をとるのかを明確にしておくべき。

2012年の奈良県市町村総合事務組合が元金68億円に対し、退職金手当から55億円を売却したところ、34億3000万円にしかならなかった。

約20億6000万円値下がりし、結果損を出した。この件、新聞にも掲載されたのに、問い合わせたところ、損を出していないと川西町では否定されたが、これもおかしい。

簡単に聞き逃すことはできない。

住民から預かっている大切なお金を1円たりとも減らすことがあってはならない。当然の言葉である。預かり金を女に貢いだり、競走馬につぎ込んだりした例は日本の恥ずかしい歴史である。

投機で公金を増やすことを考えるのは危険を伴い下策であると思う。

川西町の建設的な事業や農業、全住民が生活しやすい日常に入れる上策を考えるべき、南海トラフがいつ起こっても不思議でない時代、今までに経験したことのない災害、川の氾濫、地滑り、地震等、即現金の必要な事件が起こったとき、高い金利で借りるのですか。

国・県の交付金を待っていては遅い、近隣の市町村も同被害を受けているはずだから、またロシアのウクライナ侵攻中、世界の動きとして、いつ日本に被害が及ぶかもしれない時代、10年、20年ものの国債を持つのは非常に危険である。

政情が不安定なときこそ、即使える現金を確保すべき、しかし、川西広報には2月号で国債を購入したと記載されていました。

1億円分を購入すると、年100万円以上の受取利息が発生すると書かれ

ていました。

利息発生は、20年後からです。確かに定期預金だと、年0.02%、2万円しか利息がありません。

取らぬ狸の皮算用、石橋をたたいて渡るとの格言もあります。

インフレ、貨幣価値の変動、予期せぬ災害と、明日にも襲ってくるかもしれません。

また、さきに述べた、享受する行政サービスに不公平が生じる。

町民の預かり金を国債という名のもと動かさぬ金にしてしまうのですか。

広報ではいくら買ったか明記されていません。これからいくら買うのかも記載されていません。

議員に説明したのは、上辺だけで議員に決定権が何もない。

川西町の基金財政の管理決定権が町長にあるのなら、ルールをつくり、町民に説明すべきで、相当の熟慮と覚悟が必要であると思う。

また、暴走を防ぐためにも、何か約束事を決め、責任の所在が入った条例をつくるべきと思うがいかがでしょうか。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 皆様改めまして、おはようございます。

それでは、安井議員からいただきました基金の債券による運用について、お答え申し上げます。

まず、御質問の冒頭で私が昨年12月の議会最終日に「国債に投機したく議員の了承を得たい」と述べたとの御発言がございましたけれども、投機という言葉を使っておらず「国債による運用を始めたい」と説明しておりますので事実に合わせ、訂正をお願いしたいと思います。

また「投機」という言葉の意味を、広辞苑で調べますと「市価の変動を予想してその差益を得るために行う売買取引」と記載されております。

しかしながら本町ではそのような投機的取引を想定しておらず、債券の長期保有による運用収入の確保と、償還満期による元本リターンによる運用を「投機」ではなく「運用」を目指していることをまずもってお伝え申し上げたいと存じます。

さて、基金は、地方自治法第241条第1項の規定により条例により設置されていますが、町の財産である基金の管理は、地方自治法第149条第6号に定めるとおり、長の担当事務とされています。

そして、本町の全ての基金条例において、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める、とする委任規定が設けられているところです。

議員は、基金の運用方法に関して、条例化すべきとの御意見であります。長が、管理執行義務を有する事項のうち、法令や条例の定めにより、長の専属的権限とされている事項に関して、さらにまた重複して、条例で定めることは適当ではないと考えており、運用基準、運用指針、運用要領でもって定め、管理運用していくことが適当であると考えております。

今回のテーマである債券運用に関しては、全国の債券運用を行う他団体に

においても同様の状況であり、基金の具体的な運用方法を条例で定めている団体は確認できる限りございません。

そのため、本町でも、基金の債券による運用を開始するにあたっては、一定のルールとして、川西町基金運用要綱及び川西町債券運用指針を策定し、始めております。

このうち川西町債券運用指針では、運用の原則、運用債権の種類、債権の取得価格、運用の期間、債券の保有のあり方などを定めるとともに、管理体制、債権保管台帳の整備などについてきた規定した上で、適正な運用を指向しております。

また、その運用方法は、地方財政法でも、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券その他証券の買入等によると定められており、今回もその範囲内での運用と定めております。

基金の運用は、地方自治法や基金条例に定めるとおり、確実かつ効率的で有利なものであればなりません。そのため、今般、こうした法令に基づく基金運用の原則に立ち返り、国債等での運用を開始したところでございます。

今回の運用の取組と、安井議員がお述べの考えは、方法論は異なりますけれども、川西町が保有する資産を守り、有益に活用するという目指している方向は同じでありますので、御意見を踏まえ慎重に取り組んでまいりたいと存じます。私からの回答は以上です。

議長（寺澤秀和議員） 6番、安井知子議員。

6番議員（安井知子議員） 運用であれ、利益を得ようとして、このお金を使って運用しておられる。損をしようと思って、誰もしないんですよ。

そんな中で、20年で100万円、1年で5万円、1ヶ月で4,166円。このお金を得たいが故に、お金を国債という名のもと、動かせぬものにしてしまうわけです。

4,166円のお金、エアコンの冷暖房、1度上下させるだけで十分残ってくるお金だと思います。そして、今、テレビでは、南海トラフによる映像が、毎日ほど流されています。大阪湾の津波により、奈良盆地は受けになる可能性があります。

すごく怖いです。

今、町長は、国債をいくら買ったか、これからいくら買うのかということを一言もおっしゃいませんでした。

やはり、予定金額によっては賛成も反対も、議員の皆様あると思います。いくら債券管理者、管理決定権が町長にあるからといって、独断ですべきではないと思います。

以上です。

議長（寺澤秀和議員） 町長。

町長（小澤晃広） 御意見ありがとうございました。

国債に関して、今の再度お話をいただきましたけれども、20年後であれ

ば20年後からしか利息がもらえないということではありませんし、今の計算も少し違うのかなと思いますので、再度、御確認をいただければと思います。

また、現金という資産を国債という形に変えるわけですが、それが危険であるかどうかというのは、考え方によると思いますので、危険なことをしようという考えではございませんでして、川西町で今、保持している資産をいかに守りながら活用するのかということを考えたときに、こちらの方が適当ではないかという考えのもと行っております。

方針につきましては先ほど述べましたように、きちんと定めてそのルールに則って行うものですので、私の独断で危険な債券を買うようなことは、もちろんいたしませんし、地方財政法等で定められている方法でのみの範囲で行うものでございますので、その点、御理解いただきたいと思いますと同時に慎重に行ってまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（寺澤秀和議員） 6番、安井知子議員。  
6番議員（安井知子議員） 20年待たなくてもいいとおっしゃいました。上がったときには売れる、下がったときには持っていたらある種の投機に他ならないと思います。

運用だ、運用だ、損はないと言って、みんなこれを買って行って損をしたりするんです。だから、何も川西町がそんな危ない目はしなくてもいいと思うんです。することはいっぱいあると思うんです。

お金を残したいんだったら残したいように、川西町、お金儲けするのが仕事じゃないと思うんですよ。

だから、そここのところ、よく考えて、町長がいくら、これだけお金を金利を儲けました、残しましたと言っても、誰かが喜んでくれるんでしょうか。それよりもいい事業をされた方が、ああ、いい町長だ、ああいうことをしてもらったと思うんじゃないでしょうか。

終わります。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。  
町 長（小澤晃広） けれども、お金儲けをしようっていうことではなくて、川西町の保有している資産を守っていくために何が最適かということの観点で考えております。

今、お話いただきましたように、川西町の事業としてふさわしいこと、有意義なことを取り組むということは、もちろんそれに取り組んでまいりますし、この基金の運用だけをやっているわけではございませんでして、事務的にこちらの手続きをとりながらきちんと資産を守りながら育てていくと、しっかり活用して事業を行うということに邁進していきたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

議 長（寺澤秀和議員） 6番、安井知子議員。

6 番議員（安井知子議員） 20年で100万円、大きく思いますが、この間、花火を上げられて100万円かかったとおっしゃったことを聞き、耳に入りました。

どうなのでしょう。その100万円、考えてみたらどうなのでしょうか。

私の意見は、そこまで良いとも悪いとも言いませんけどね。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 20年で100万円っていう計算がどういう計算でなっているのかは、ちょっと私はわかりかねます。あと花火に関しましては、夏祭りの実行委員会さんの方で、寄付等も集めながらされているのと、町からでいきますと、町づくりへの補助金制度に申請していただいて、町からはその補助での30万円が出ているっていうのは事実でございますので、その100万円に町として使っているっていうわけではありませんので、その点は、御説明させていただければと思います。

議 長（寺澤秀和議員） 6番、安井知子議員。

6 番議員（安井知子議員） 寄付であれ、川西町のお金であれ、花火一発パーンと上げて100万円使ったのは事実です。

それから、一番最初に言った、町長、川西広報に書いたでしょう、今、川西広報を持ってきてみてちょうだい。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 今、手元に広報はございませんけれども、おそらく金利が1%ということで、1億円預けると、年に100万円の金利が想定されるっていうような表現だったかと存じます。あと、事実として、花火に関しましては、町があげたわけではなくて、住民の皆様の夏祭り実行委員会として、町を盛り上げるためにあげようということで、努力されてあげていただいておりますので、その点もそういうふうに御理解をいただければと思います。

議 長（寺澤秀和議員） 次に、2番、弓仲利博議員。

2 番議員（弓仲利博議員） 皆さんおはようございます。2番、弓仲利博でございます。よろしくお願いたします。

人口増加を可能にする本気のまちづくりについて御質問いたします。

岡山県奈義町は2005年1.41だった出生率が、9年後の2014年になんと2.81となり、企画を上げました。2017年4月現在の人口は6100人と、わが川西町と同等の小さな自治体です。なぜここまで高まったのか、そこには、子育て支援施策だけでは成し得なかった、町民を核とした活動がありました。

まず、町役場では「子育てするなら、奈義町で」とキャッチフレーズを記した垂れ幕が目に入ります。それまでも子育て支援策はありましたが、今いる町民だけでは出生率向上には限界があるのは歴然で、若い世代の移住者を増やさなければなりません。それには誘致策になるくらいの独自性の高い、思い切った子育て支援が必要でした。

在宅育児支援手当、高等学校等就学支援医療費を高校生まで無料化、出産祝い金の交付、ワクチン接種全額助成、不妊治療助成、チャイルドシートやベビーベッドの貸出などなどです。

また、町では、子どもが減少する要因として、居住環境も大きいと考えて対策を講じました。そのところが十分でなければ、通勤可能な他の都市に出ていってしまう。そこで、新築住宅普及促進事業補助金や近隣価格より3割ほど家賃の低い若者向け住宅や町営住宅、定住促進住宅の整備などの移住支援策も強化していきました。

さらに、子育て応援宣言を町民に対してだけではなく、大々的に町外へすることで、移住の促進にもつなげてきています。結果、町の一般会計予算約40億円に占める子育て支援予算は、2015年度が2%の約8700万円、2016年度は3%の1億2540万円まで上昇しました。となると人口比率の高い高齢者からクレームが出そうなところですが、高齢者向けの支援は子育て関係の予算よりも費用が多かったことと、さらに子育て支援予算は2002年の単独町制選択した際に、行財政改革を行ったことで捻出した約1億4000万円の財源を原資に行っており、高齢者への支援を削減しているのではないことを説明し、理解してもらえたといいます。

日本創成会議の発表では、2040年までの27年間に、全国の市区町村1800のうち半分の49.8%の896が、再生産力を示す20歳から39歳の女性人口が、50%以下に減少し、そのうち人口が1万人未満の市町村では、高い割合で人口が流出するため、たとえ集中、出生率が上がったとしても、存続できなくなる恐れが高いため、今の人口を維持し続けるためには、子育て支援住宅支援だけでは十分ではないことを踏まえた上で、住民全体で危機感を持って、次の世代のために思い切った施策や魅力ある施策に取り組むことを決めました。

また、ちょっとした仕事の外注先を求める町内の事業所と、ちょっとした仕事を請け負いたい町民をつなぐ事業の「まちの人事部事業」は、町民はあらかじめ「しごとコンビニ」に登録し、日々、町内事業から「まちの人事部」が受託した仕事情報がしごとコンビニの登録メンバーへ配信されます。

受託希望の登録メンバーが、必要に応じて、作業場所に出向き、作業後、報酬を実施メンバーで分配します。さらに、就労支援として、元ガソリンスタンドを改装した「しごとスタンド」も開設し、町内の事業所とのマッチングや事業所側の不明点を、社会労務士に相談できる仕組みも構築しました。

月に1回はハローワークの求人探索端末を活用してもらおう。総合的な就労支援にもつなげています。「しごとコンビニ」については、登録数が増えたこともあり、町内の仕事だけではなく、今後は都市部の企業と組んで、テレワークなど業務の受託をする計画もあるといいます。なお「まちの人事部事業」は、町が直接運営するのではなく、地方創生を進めていく中で誕生した「一般社団法人ナギカラ」が運営しています。「ナギカラ」は、2015年に「まち・ひと・しごと総合戦略」及び「まちづくり総合計画」の策定支

援に関わった民間シンクタンクが法人を設立し、町が地域再生推進法人に指定したものです。

「まちの人事部事業」だけではないが、町から「ナギカラ」の委託費は、2015年度が982万円。2016年度が2億6933万円と、年々重要度を増しているのが見て取れます。このように、民間の協力を得ることにためらいがなく、2016年4月には、劇作家・演出家の平田オリザ氏を「教育文化のまちづくり監」に任命し、人口維持と活力ある元気な経済を目標に掲げた地方創生を実現するために、ひとつづくりが何より重要と考えた町が、奈義町の特色ある教育を確立し、自然とアートのまちづくりを推進すべく、平田オリザ氏に就任を依頼し実現したものです。

どんなに役場がお金を出しても、一時的なお金だけで人を育てることはできません。

子育てする町を選ぶときに、出産祝い金が高いから、予防接種が無料だからといった理由だけでは、第2子、第3子を生み育てる気持ちにはなれません。

子育て支援をしてくれたり、相談ののってくれたりする先輩ママや、乳幼児を持つ親子が集える常設広場で交流する。ママ友との交流が一番重要です。どんな事業も、何をするのも、核は町民であります。

さらに、独自の電子マネー、地域振興マネーを4月にリリースする予定で、町内の店舗や会社と奈義町役場による事業です。

町民の健康づくりやボランティア、子育て、教育などの活動や、町内の店や会社での買い物やサービスで、ポイントが貯まる仕組みになるといいます

地方自治体としては、初めての取組で、住民の活動をアクティブにするのが目的で、チャージ方式で、これまで商店ごとだった買い物時のポイントシステムを統一するだけでなく、地域振興券も電子化し、オリジナルのカード1枚あれば、町の様々な暮らしに役立つ仕組みになっています。町内の店舗や会社など、様々な場所でポイントを使えるので、町の中でポイントがぐるぐる回り、地域経済の活性化にもつながります。

町民全員に配られるため、ラジオ体操に参加すればポイントがもらえるようにするという案も出ているといえます。その他、新しい住まいのエリアプロジェクトや空き家活用プロジェクト、子育て教育プロジェクトといった様々なプロジェクトを掲げる奈義町です。

人口維持も重要ですが、さらに重要なのは、年齢構成と住民の生活満足度という今後の課題にも、町民を核とした解決法で果敢に取り組んでいくようです。

以上のように、各事象は全て複雑に関連し合っていますので、そんなに簡単ではないことは明らかではありますが、今お伝えした岡山県奈義町や北海道東川町など、すでに先行して結果を出している市町村がありますので、決して不可能なことではないと思います。強くインパクトのある印象に残る早めの施策が必要と考えますが、小澤町長の率直な御意見をお聞かせ願いたい

と思います。

以上よろしく申し上げます。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） それでは、弓仲議員の御質問にお答えします。

本格的な少子高齢化と生産年齢人口減少社会を迎え、全国の地方自治体では人口の減少が深刻な問題となっております。本町では、人口減少に歯止めをかけるための計画として、将来の目標人口を示した。川西町人口ビジョン、目標人口を達成するための施策計画として、川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。人口ビジョンでは、国の研究機関が発表している「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」によると、37年後に3937人になるとされていますが、本町では5950人を計画として定めています。

また、総合戦略では「商工業を活性化する」「地域への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「健康長寿と生涯活躍を実現する」「安心して安全な暮らしを持続可能なものとする」「多様な主体と連携した地域運営をおこなう」「時代に合った持続的な地域をつくる」の重点的に取り組む7つの施策を定めています。

人口ビジョンが示すとおり、人口減少は徐々に進行することが予想されていますが、総合戦略に掲げた各種施策、特に私が掲げる施策の4本柱のうち「人・企業が集まる町づくりの推進」「子育て・教育の支援強化」にあてはまる施策に注力することで、人口減少を食い止めてまいりたいと考えています。

そのうちの一つの「商工業を活性化する」取組では、働く場所と住所地は親和性が高いことから、本町の立地の良さを生かして、工業団地を拡張し、企業誘致を進めて、町内雇用の促進による定住促進を図っているところで

す。本年度は、町内企業と川西町の関係を深め、協働でまちづくりを進めていく試みとして「川西町まち企業リンク」という組織を新たに設立いたしました。この組織での取組を通じて、企業の従業員の皆様に川西町の良さを知っていただき、ひいては、従業員の方々の移住・定住に繋がるように努めていきたいと考えております。また、新たな商工業者を誘致するエリアづくりの検討も進めてまいります。

次に「地域への新しい人の流れをつくる」取組ですが、本町は奈良盆地のほぼ中央に位置し、通勤通学にも便利な町であります。しかし、課題としては、情報発信の不足が挙げられるとの考えから、タウンプロモーションを強化し、特に20代後半から40代前半の子育て世代が住みたくくなるような、そうした世代に訴求するプロモーション活動を展開していきたいと考えており、令和5年度においても、事業展開のための予算を措置いたしました。

また「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」取組では、ますます進む核家族化や共働き世帯の増加に対応するため、小学校1年生から6

年生までの学童保育を希望する児童全員の受入を行い続け、かつ、放課後児童のより安心・安全で快適な居場所づくりを行うべく、令和4年度に、学童保育所建設事業に着手、現在、早期完成に向け努めております。また、先の12月定例会において可決いただいたところですが、こども医療費助成について助成対象を中学校卒業までから、本年4月診療分より18歳年齢到達の年度末までに拡大いたします。

さらに、保育所利用割合の高い本町の特徴を見据え、子育て世帯の負担軽減を図るため、国基準によらない独自の施策として、本年9月より、所得制限なしで第2子の保育所利用料の完全無償化を実現するための予算を措置したところです。

まだまだ、議員をお述べの岡山県の奈義町や、北海道の東川町の成功事例のような先進的な取組とはなっておりませんが、前段にも申しましたとおり人口減少克服に向けた取組を進めてまいりたいと考えています。

最後に、人口減少克服についての施策につきましては、本町同様に、全国のどの自治体におかれましても検討を重ね、工夫しながら取組に御苦労されていることと思います。各自治体それぞれの地域に特性があり、その強みや魅力を生かし、地域の実態に合った施策が成功されたのが、挙げていただいた2町であると考えております。本町におきましても、町の強みや魅力を生かしながら、人口減少克服に向けた施策・事業に取り組んで参ることが肝要と考えております。議員お述べの「独自性の高い思い切った」施策や「大々的に町外へアナウンス」する重要性については、私も思いを強くするところです。成功事例を参考に検討し、取り組んでいきたいと存じます。そのような取組を進められるのも、議員の皆様、住民の皆様の御理解、御協力があってこそです。引き続きの御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、私からの回答とさせていただきます。

議長（寺澤秀和議員） 2番、弓仲議員。

2番議員（弓仲利博議員） 御意見ありがとうございます。現在川西町は数件あったコンビニも1軒になり、それからガソリンスタンドは2軒、それからスーパーもどんどん減ってきて、今、1軒で人口が減少すると、いろんなお店が成り立たなくなり、そして撤退していきます。子どもが減ってきて、子ども会がなくなってくる自治会も出てきています。唐院小学校と統合した川西小学校、また、式下中学校も、生徒数の減少で、閉校の危機が生じてくるのではと危惧しています。

日本創成会議の予測によりますと、50年後100年後の話ではなくて、27年後の話です。人口動向の分析は、長年の詳細資料に基づく予測ですので、他のいろんなデータよりも、正確性が高いと言われております。そして、この予測がコロナ禍により、大幅に加速してきています。

脅しでも被害妄想でもなく、目を背けること、目を背けたくなる課題ではございますが、我が川西町は限りなくその方向に向かって今も進んでいるという事実です。

コンビニや店舗だけでなく、病院、学校、スーパーなどがなくなれば、若い世代の町外への移住は加速していき、やがて廃墟と化して、ふるさとがなくなってしまう可能性も出てきます。役場は、学校は、お墓は、子どもたちを、孫はどこへ行ってしまうのか。今、この議場におられる全ての皆さんの功績はもちろん、それを言い伝える人も記録も消えてなくなるという、大変なことになってしまわないように、先送りしてきた政府も危機感を伝え、全国の首長も同じことを感じていると思いますが、本気で取り組んでいるところはごくわずかです。いち早く抜本的な対策を本気で取り組むところだけが生き残ると考えます。

周りの市町村で流出者が加速する時期には、先行して改革を進めた市町村へ流入者は、転入者は流れますので、今が絶好のチャンスであると、いうことですね。

先ほどの奈義町など、実際に取り組んで結果を出していますので、川西町でもできないはずはないと思います。

川西町を生かすも殺すも、かく、首長の今の判断にかかっています。

今このとき、小澤町長、あなたが選ばれている意味は、大変深いものだと感じます。

いろんな課題は山積みですが、手遅れになってしまわないうちに、何よりも、いかなる施策よりも、最優先で予算を取り、役場、議会、町民が一丸となって、直ちにに取り組むべき課題だと思いましたが、いかがでしょうか。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 貴重な御意見ありがとうございます。

今お述べいただきましたように、現状につきましては冷静に受け止めるべきでありますし、一方で高いビジョンを持って力強く進めなければ乗り越えられない課題だというふうに考えております。どうしても町が小さいですけれども、大和平野の真ん中にありますから、他の地域の方々の活力を取り入れて、この町を守っていくということを、時間はかかりますけれども、スピード感をもって進めたいというふうに考えておりますのと、子育て世代も住みたいという町を守り、かつ、より子どもを育てたいと思うような町づくりに向けて、御言葉にありましたようにスピード感を持って進めること、大切だと思っておりますので、町としましても、真剣に向き合ひまして、様々な提案を考えて取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございます。

2 番議員（弓仲利博議員） 一緒に取り組んでまいりましょう。

議 長（寺澤秀和議員） 5 番、松村定則議員。

5 番議員（松村定則議員） 皆さんおはようございます。5 番、松村定則であります。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

川西町見守り隊についてであります。川西町見守り隊は、平成16年7月に奈良市において発生した奈良女児誘拐殺人事件を機に、結崎団地の有志40名の方が、登下校時の児童を見守る組織として立ち上がり、平成19年

には、各自治会への呼びかけにより、15自治会、357名の会員の方が、児童の登下校の安全を見守るボランティアとして活動していただいております。

現在では、ボランティアさんの体調不良や高齢化により、見守り隊を担う人が少なくなっています。地域の人たちの善意により、見守り隊を結成していただいておりますが、このままでは数年後にはボランティアさんの不足で見守り活動が難しくなるのではと心配しております。川西町としての支援はボランティア保険の加入や活動用資機材の交付などですが、それだけで良いのでしょうか。警備会社の警備委託、防犯カメラの追加設置、情報通信機器を活用した走行見守りシステムなどの導入について、どのようにお考えかお聞かせください。

議長（寺澤秀和議員） 教育長。  
教育長（橋本宗和） 松村議員の御質問にお答えをいたします

議員仰せのとおり、現在、児童生徒の登下校時の安全を、多くの地域ボランティアの皆様の協力を得ながら、見守り活動を行っていただいている状況にあります。寒い日も、雨の日もまた、夏の猛暑の中でも、児童、生徒の安全に気を配り、見守り活動をしていただいている皆様には、改めて感謝を申し上げ、深く敬意を表するものであります。

世帯の状況や、保護者の共働き世帯の増加等により、児童生徒の登下校時の見守り活動の重要性は、より一層高まっていると考えています。本町といたしましては、皆様の地域活動をできる限りサポートさせていただく趣旨から安全保険の加入料の補助及び活動用の帽子やビブスを、ウインドブレーカー等の貸与をさせていただいているところです。しかしながら、議員、御指摘のとおり、現在、活動していただいている見守り隊の担い手の皆様についても高齢化等により、活動登録者の減少が年々進んでいる状況にあります。

町といたしましても、子どもたちの見守り活動は、児童生徒の安全・安心のために欠かせない、地域活動と捉え、昨年5月には、見守り隊意見交換会を開催し、現状の把握や、課題の整理、見守り隊の趣旨について、確認するなどを行ってまいります

また、同日、天理警察署交通課による安全講習会もあわせて実施し、見守り隊の皆さん、御自身の安全行動についても研修していただいたところであります。学校におきましても、児童生徒、自らの命を守る安全教育を引き続き進めてまいります。御承知のとおり、これらの取組は、ここまでやれば絶対安心というものではなく、繰り返しの注意喚起と、継続的リスク管理が必要であると考えています。議員から、提案いただいた施策、警備委託、防犯カメラ、登下校を見守りシステムの導入につきましても、住民のプライバシーの確保の問題、行政が関与すべき限界など検討すべき課題も多いと考えられますが、選択肢の一つとして捉え、安全管理の手法に関する様々な情報を収集する中で、本町での活用の可能性について、検討してまいりたいと考えております。

町としましては、保護者及び地域の力により、持続的に見守り活動が実施できるよう、見守り隊の皆様の意見や、先進地での取組等を引き続き情報収集しながら、川西町の子ども見守り隊の活動を始めとする町全体の安心安全を確保する取組を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

議長（寺澤秀和議員） 5番、松村議員。

5番議員（松村定則議員） 御回答ありがとうございます。日々、不審者情報が多く流れております。先日もある中学校に不審者が侵入、傷害事件を起こしております。このようなご時世であります、子どもたちの安全を見守るだけではなく、できる限りの安全策をとっていただきたいと思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（寺澤秀和議員） 教育長。

教育長（橋本宗和） ありがとうございます。

子どもたちの安心・安全、これはもう本当に一番に考えていかなければならないということでの御意見をいただきました。学校の方でも、警察との連携強化ということも大事にしながら、情報のシステムとして「すぐーる」という保護者に、あるいは地域の方々へすぐ連絡が行くような、そういうシステムを作っているところです。併せて、議員から御提案いただいた、それぞれの項目についても、可能性を考えながら検討を進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（寺澤秀和議員） 次に4番、堀 格議員。

4番議員（堀 格議員） 4番、堀 格です。 よろしくお願いいたします。

今日はですね、川西小学校に対する、指導の状況についてお伺いしたいと思っております。

今年も先日3月になりました。やがて、4月から新学期が始まるというところでありまして。この今年度といいます、令和4年度の学校の学級運営、あるいは授業の実施にあたりましてです。もちろん順調な場面も多々ありましたが、また非常に御苦労された点もいろいろあります。そういった状況を踏まえましてですね、新年度を迎えるにあたって、どのような改善策を学校に対して指導していかれるのか、その辺をお伺いしたいと思っております。

児童、生徒に対して、いかに規律をしっかり守らせるかという、あるいは多様な児童がいる中でどのように授業を進めていくのかと、それと、現在、タブレットをですね、みんな自宅に持っていておられますが、逆に帰ってからのタブレットの使用状況は、この辺、保護者も非常に心配をしているところであり、その辺についてですね、小学校に対する指導についてお伺いしたいと思っております。なお、加えまして、現在、皆さんも御存知のようにあらゆる物価が上がってきております。学校の給食も大丈夫かなということ保護者も心配しておりますので、その辺の対応についても、あわせてお

伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（寺澤秀和議員） 教育長。

教育長（橋本宗和） 新年度に向けて、小学校に対する指導状況についてお答えします。

堀議員の質問にありますように、令和4年度における学級運営や授業実施につきましても、一部の児童におきまして、落ち着いて学習に取り組めない状況が見受けられました。この件に関しましては、12月議会にも述べましたが、様々な背景や要因が重なっており、教職員全体での状況確認と、共通理解をもとに、学校全体の問題と位置付け、教員による統一した生徒指導、声掛けを行い、学年の末を迎えている現在も、継続した取組を行っているところです。

児童個々の発達支持的な指導を心がけ、心理的に不安定な状況にある児童に対しては、人権推進教員や特別支援教育支援員によるサポート、また保護者へも、日々の様子を連絡して、家庭での対応を求めているところです。

次年度におきましても、基本姿勢としては、児童の個別最適な学びと協働的な学びを追求し、学級経営と授業実践を積み重ねていきます。

生徒指導面においては、個々の児童の心理社会的な言動の状況を鑑み、別室での指導も含め、個別対応を継続していく予定です。新年度に向けての現在の指導状況は、学力面において、基礎基本の定着を図り、確かな学力の育成を目指すこと、生徒指導面においては、優しさの中にも、厳しさのある指導を徹底し、是々非々の毅然とした対応を求めているところです。

さらに「令和5年度 思考力を高める川西町の教育」を策定する過程で、川西町幼稚園、川西小学校、式下中学校から現場の声を汲み上げ、教育委員会会議でも、協議検討を行い、学校教育の目標の中に、具体的目標を提示しています。

また、指導の重点として「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「たくましい心身の育成」の3項目を掲げ、各項目ごとに、発達に応じた指導の重点を示しているところです。

教職員配置等の具体的な内容は、令和5年度の教職員人事異動内示が、明日、手交されますので、その後の検討となりますが「主体的、対話的で深い学び」の追求、タブレット、パソコン等のICT活用による先進的な教育の推進、家庭と連携した学習習慣の定着を図るべく、教職員組織を構築していく予定をしております。

また、秋に予定しています、近畿小学校社会科教育研究大会に向けても、質の高い教育を遂行してまいりたいと考えております。

一方、物価高騰の折、給食の運営につきましても、本来、給食費を350円値上げし、保護者に負担をお願いする必要がありますが、公費で200円の補助をする予算をお願いしているところであります。

これからも、学校、地域、家庭が強く連携し、先進地等の取組を注視しながら「夢と希望にあふれ、いきいきした子どもの育成」を目指して、川西町

の教育をより良い方向に進めていきたいと考えております。今後とも、川西町の教育にご支援とご協力をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（寺澤秀和議員） 4番、堀 格議員。

4番議員（堀 格議員） 特に授業の運営でですね、先生が非常に頑張っている、苦勞しているっていうのは保護者もようわかっているんですよ。実際にことが起こったときに、やっぱり不十分な対応になってないかというところを保護者はね、気にしているわけなんです。その時やっぱり、どう対応していくかっていうと、やっぱり、対応できる人を増やすよりしょうがないんじゃないかと思うんですけど、それについて、どう考えておられるのか。それと、どうも、学校生活での規律がね、以前に比べると緩んでおられるんじゃないかという保護者も何人かおられます。またその辺、どう指導しておられるのか、ちょっとお聞きしたい。

議長（寺澤秀和議員） 教育長。

教育長（橋本宗和） はい。堀議員の御指摘のとおり本当に教員の配置、十分な配置ということに関しては、今、本当に人事異動の交渉の真っ最中、明日手交されるということですので、予定としましては、こちらが希望する県教委の配置数、十分な形で、配置されるというように思う、だから、少人数学級編制の取組や、特別支援学級での対応の個別対応のできる教員配置、これも、実現出来そうな状況にあります。それで一旦、教員配置については、御安心いただけたらというふうに思います。

もう一方の生徒指導、あるいは規律の指導等の問題ですが、私自身の思いの中で、学校全体、給食の黙食をはじめ大きな声を出して喋るという、マスク生活が始まって、そういう生活がなくなって、教員自身が大きな声を出して叱るという場面が本当に薄れたなって思っています。けれども、子どもたちは、やはりしつければ場所は躰教育、育てるところは育てなければならぬと思いますので、先ほど述べましたように、優しさの中にも、厳しさのある指導、徹底していききたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（寺澤秀和議員） 4番、堀 格議員。

4番議員（堀 格議員） 今の御回答にありましたように、やっぱり厳しいところは厳しくするということはね、必要なことだと思いますので、また、甘くしているっていうの、話もよくないと思います。よろしくその辺を御指導いただきたいと。先ほど同僚議員の質問の中で町長から回答がございました。やっぱり川西町を守っていくためには、子育て世帯に来てもらわないかん。そういう政策を進めていきたいというお話がありましたけど、やっぱりその子育て世帯が、ここへ来てもらうためには、川西町においても、小学校、中学校も含めてですね、小学校、中学校、立派な学校があるから、心配ないよということに来てもらえるという町にしていかなきゃいけないと思うんですが、そういうことも含めまして、教育問題も大きく取り上げておられますけ

れども、一つ今のこの教育長の回答ありましたけども、町長として、ぜひ取り組んでいただいたと思いますので、何かご意見ございましたら。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 今、お話いただきましたように、この川西町を守っていくという意味におきまして教育というのは大きなテーマであるというふうにとらえております。また、川西町におきまして、教育というテーマに関心を高く持っていただいている住民の方が多いうふうにご考えておりました放課後学習会でありましたり、読書を進める取組、また、環境を整えるための活動など多くの方に御尽力いただいているというふうにご感じており、感謝しているところでございます。そういった活動も含めて、子どもの未来につながる学ぶ力、生きる力を育める川西町をつくるということが町の未来にもつながるというふうにご考えております。

川西町の教育、今、特に学校のお話を上げていただいておりますけれども他の市町村と比べて人の面でありましたりも、また、施設を含めて良いところもあります。ですので、そういった面につきましては、しっかりと発信共有も必要なのかなというところも考えているところです。

しかし、さらに子どもたちの未来につながるように力をいれなければいけないというところが事実でございまして、今、教育長からもお話があったように、今日、学校のみでできる、学校がやるべきことはしっかりと学校にお願いをするということも、していきたいと思う一方で、学校のみでできるものではありませんので、学校、教育委員会、また行政、地域、家庭、皆さんで考え、話して実行していくということが、川西町の子どもたちの未来に、つながるというふうにご考えておきまして、ぜひ、引き続き、みんないろいろなセクターが集まって育みに優れた川西町をつくっていくべく、御一緒させていただきたいというふうにご思っている次第です。引き続き、御理解、御協力をお願いさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長（寺澤秀和議員） 4番、堀 格議員。

4番議員（堀 格議員） ぜひ、一体となつてね、教育については誇れる町にしていきたいと思っております。一つよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議 長（寺澤秀和議員） 次に3番、福山臣尾議員。

3番議員（福山臣尾議員） 皆様、改めましておはようございます。3番福山臣尾でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

スマートフォンを使用した行政サービスについて、2022年では94%の世帯でスマートフォンを有していることが公表されております。60代では91%、70代では70%、シニア世代にとつても、スマートフォンが生活の一部となっていることがわかります。今後、オンラインで完結できる行政サービスが増え、マイナンバーカード機能が搭載された端末が普及することで、利便性も向上し、スマートフォンが行政の窓口として、重要な役割を

担うこととなります。

デジタル庁が進める自治体DX施策の一つに「行政手続きのオンライン化」があります。2020年度末を目途に、特に国民の利便性向上に資する手続きについては、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続きが可能になる予定です。

また、現在はマイナンバーカードをスマートフォンで読み取ることで、オンラインでの行政手続きが可能となっていますが、2023年5月11日からは、マイナンバーカード機能のAndroidスマートフォンへの搭載がスタートします。これが実現すれば、スマートフォンだけでオンラインでの行政手続きが完結できるようになります。なお、内閣府によると、スマートフォンから60秒で、あらゆる行政手続きができるようにするなど、今後もスマートフォンのデジタル社会への利用シーン拡大が確実に維持、実現していくとしています。インターネットを使用した行政手続におけるスマートフォンの利用拡大に向けては、スマートフォンで行う行政手続きのサポートや講習など、デジタル活用支援推進事業の積極的な活用が重要とされています。本町でもこのようなことから、令和5年1月にスマートフォン体験講習会が開催され、好評だったとお聞きしています。

今後、スマートフォンで行う手続きのサポート講習や、デジタル活用支援推進事業など、考えられておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、例といたしまして、高知県日高村では、週1回開催されるスマートフォン教室は、同村の村まるごとデジタル化事業の一環で、同事業は村がKDDI株式会社、株式会社チェンジの2社と包括連帯協定を結び、2021年6月から始められました。スマホの普及や活用を促す施策の展開で、人口減少や高齢化が進む中、デジタル技術を活用して、住民サービスの維持や質の向上を図ろうと、スマートフォンの普及に成果を上げる自治体であります。

アプリ活用で生活の質の向上、LINEに加え、健康、防災、地域通貨の4分野の特定アプリの活用を推奨し、関連施策を打ち出しています。例えば歩数や体重などを記録できる健康アプリを利用し、歩数に応じて、地域通貨を付与するサービス、一方、防災情報の迅速な伝達にも、役立っているようです。このようにスマートフォンの積極的な利用につながり、日常的に使いこなしてもらうことで、住民の様々なサービスを受ける基盤が整っていくと考えられます。本町では、川西町公式LINEアプリの「友だち追加」を呼びかけておられますが、日高村のような取組が本町でも何か生かせないのか。町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議  
町

長（寺澤秀和議員） 町長。

長（小澤晃広） それでは、福山議員の御質問の一つ目、スマートフォンを使用した行政サービスについてお答えいたします。

本年度におきましては、スマートフォンをこれから使おうとしている方や持ってはいるけれども、使い方に不安のある方を対象に、基本的な使用方法

について体験型講習会を実施し、127名という多くの方に参加していただくことができました。令和5年度においても、総務省の地域連携型のデジタル活用支援推進事業としてのスマートフォン講習会を予定しております。講習内容については、引き続き、基本的な使用方法と、一步踏み込んだ応用的な内容のオンライン手続きも盛り込んだカリキュラムを検討しております。開催時期につきましては、総務省の事業決定時期に影響されますが、決定され次第、準備に取りかかる予定です。なお、この事業決定は、総務省の審査があり、採択されれば、町の予算は不要ですが、本年度と同じく採択されない場合も考慮して、令和5年度当初予算では、町単独でも実施できるよう、本年度に近い規模での予算を計上させていただいております。パソコンとスマートフォン、マイナンバーカードを使用したオンライン手続きについてはインターネットのサイトであるマイナポータルでの、ぴったりサービスが開始されています。本町においても、令和3年6月から児童手当の手続きからスタートし、順次拡大しているところでございます。

現在では、2月6日に、転入転出届の予約サービスである。引っ越しワンストップサービスを開始し、3月1日からは、子育て関係15手続、介護関係11手続もスタートしております。

当町では、マイナンバーカードの普及率が70%を超え、今後、オンライン申請を多くの方に利用していただけるものと期待しておるところです。そのためにも、前段で申し上げました、スマートフォン講習会の実施とあわせて町民の皆様の利便性が向上できるよう、様々な方策を検討していきたいと考えております。

福山議員、御質問の二つ目「高知日高村まるごとデジタル化事業について」ですが、本町では、スマホの普及や、活用を促す施策として、前段でお話した「マイナポータルでのぴったりサービスの事業」「スマートフォン体験講習会」などの事業を開始しており、今後これらの事業に加え、デジタル技術を活用した事業の充実を図りながら、住民サービスの維持や質の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に「川西町公式LINEアプリを生かした取組」についてですが、町の公式LINEでは、登録していただいている、町内外の不特定多数のフォロワーに対して情報発信を行っております。現在は、新型コロナウイルスの情報やワクチン情報、イベント情報など、最新の情勢情報を迅速に周知するためのツールとして、住民サービスの情報発信に役立てている状況でございます。

地方自治体におけるLINEを活用した住民向けサービスの提供の事例が増加している中、本町においても有効活用を検討してまいりたいと考えております。

また、一方で行政の立場として、セキュリティリスクの少ない状態でLINEアプリを使用していかなばならないと考えておるところです。今後も発信する情報の質を高めて、行政情報が迅速で簡単に手に入るよう努めていき

たいと存じます。

以上、私からの回答とさせていただきます。

議 長（寺澤秀和議員） 3番、福山議員。

3番議員（福山臣尾議員） 町長、ありがとうございます。今後、この推進事業も令和3年から始まって令和7年までの予算化が決まっているようなんですけども、その中で誰1人取り残されないデジタル社会というテーマが描かれております。私達の世代はギリギリまだスマホがわかるかなど、これより上の世代になると、家族に若い者がいなくて、教えてもらう人がいないとかそういう部分ではこういう基礎的なことから、応用的なことを実施、講習されるのが一番ありがたいのではないかとこのように思います。また、そのことによって若者が高齢者との交流ができたとか、そういうこともあり得るようなので、和気あいあいとしたそういう教室が何カ所かで開催されるようなことになれば、また、川西町自体が世代を超えたつながりが出てくるんじゃないかというふうに思います。その開催方法についても国の予算もありますが、町独自である場合、何カ所かで、町の役場の窓口で誰かがいてちょっと教えてというような感じがあってもいいんじゃないかと思っております。

その辺、また、いろいろ考えてもらいたいなというふうに思います。

それから、日高村の場合のスマートフォン事業については、あらゆる協定を結んでいる会社とのやりとりもあって、スマホを買うのに補助を出したりとかそういうことあるようなんですけども、私は、そこまでは望んでませんが、健康アプリを利用して、今、川西町でも、実験されてました、フレイル予防、そういうことも取り入れられていけるんじゃないかと思っておりますので、また、その辺も同じように考えてもらえたらと思います。

以上です。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 御提案ありがとうございます。デジタルの分野につきましては、日々進化していておりますし、利便性も向上していく一方で、方向性としては、簡単に使えるようになっていく方向にも進んでいっていると思っておりますので、様々な、今あまり使われていない方にも活用しようと思えるような、触れる機会っていうのを設けていくことは、大切だというふうに思っております。

学べる場を、教えてもらえる場がもう少し身近にあった方がいいのではないかとこのお話をいただきましたけれども、そのとおりでなというふうにも思っておりますので、スマホ教室につきましてもそのように工夫できないかというところを考えればなというふうに思いました。

その他、窓口等でスマホを使うっていうことであつたり、タブレット等で窓口のサービスを向上するような取組も、今後、始まっていくであろうというふうに考えておまして、そのあたりの情報をしっかり捉え、川西町でも活用できないか考えたいと思っております。

議 長（寺澤秀和議員） 3番、福山議員。

3番議員（福山臣尾議員） フレイル予防っていうところでいきますと、すいません、ちょっと私、スマホを使って、健康な人は、ある程度運動はされてると思うんですけどもその日高町の場合は歩いて、地域通貨を渡すという形になってますけども、そういうことを特に意識せずに、そういう健康アプリ、血圧なんだとか全部入れて、それをデータ化して誰かがそれを診断してもらえとか、大病院に行くとき、普段、血圧を毎日つけて、それを見せて、ちょっと調子いいですねと言われるような形に持っていけるようなアプリがあるかどうか、あまりそこまで詳しい事はわからないですけども、そういうことも考えられて、社会保険料の削減につなげられるのか、また、住民の健康寿命を延ばすということにもつながるんじゃないかと、だから、普段からスマホを持って、なじんでもらうという部分での期間限定の政策もあってもいいんじゃないかというふうに思いますんで、その辺も少ない予算でやれる範囲でやってもらいたいと思います。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） フレイル予防っていう観点で、川西町でも何かできないかということで、今年度でいきますと、eスポーツの取組でありましたりまた、電動車いすの取組もその分野にも入っているというふうに捉えております。

そういったときに引きこもってしまってフレイルになってしまうことが一番避けたいところがございますので、そういった活動につながる政策を打っていききたいというふうに思っておる中、今、お話いただきましたような、スマートフォンなのか、若しくは、スマートウォッチなのか、そういったものが、そのフレイル予防に活用できる可能性というものは十分あるというふうに思いますので、そのあたりにつきましても、あの情報をしっかりと取り入れながら、川西町でできることはないのかということについてもアンテナをしっかりと張ってまいりたいと思います

議 長（寺澤秀和議員） 3番、福山議員。

3番議員（福山臣尾議員） ありがとうございます。私もこれからちゃんとしてしっかりと勉強して、この場でちゃんと言えるように、また、次の機会に喋りたいなと思いますんで、それまでしっかりと勉強していきます。

よろしくをお願いします。

議 長（寺澤秀和議員） 次に8番、伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫議員） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。さきに通告してありますように、タウンプロモーションプロジェクトについてであります。

小澤町長は、行政改革の一環で、民間の複業人材を活用した5つのプロジェクトを実施されました。民間人材の知見や才能、経験等は無償で活用することで、官民連携を推進し、川西町の事業運営の促進に取り組みされました。

そして、小澤町長は、この5つのプロジェクトを、さらに、成果につなげ、行政の取組を進化させていくことをめざして、引き続きチャレンジを続

けて参りますと、述べられています。

私は、これらを見ていて、小澤町長は、今までにない新しい取組をされていることはわかりましたが、この成果をどのように町政に活かされていくのでしょうか。

町民にとって、どのように住みよい町になっていくのでしょうか。

私は、5つのプロジェクトのうち「タウンプロモーションプロジェクト」に注目しています。このタウンプロモーションプロジェクトでは、人口減少が課題になっていて、定住人口の増加を目標にしています。

現在、川西町では、高齢化が進み、空き家が増加傾向にあります。一方では宅地開発があり、若い世帯が入居されています。しかし、町外から川西町に移住される家族は少ないようで、定住人口の増加には、つながっていません。

町に若い世帯が増えてくると、活気が出てきます。

定住人口を増やすには、川西町は住みよい素敵な町であること、子育てに適した町であることを広く発信する必要があります。

町長は、具体的な政策としてどのように進めていかれるのか、お尋ねします。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） それでは、伊藤議員の御質問にお答えいたします。

将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくためには、民間企業の知見や知識を積極的に取り入れていくことが不可欠であると考えております。

そうした考えのもと、株式会社アナザー・ワークス社との「民間複業人材に関する協定」を締結し「タウンプロモーションプロジェクト」「駅周辺デザインプロジェクト」「採用改革プランニングプロジェクト」「企業連携創造プロジェクト」「総合計画共創プロジェクト」の5つのプロジェクトを無償で7名の複業人材とともに、1月から半年間、複業人材を活用した新規事業として本年度取り組ませていただきました。

各プロジェクトの完了時に実施しました最終報告会では、発表している各担当職員の姿は、成長著しく、民間企業の知見や知識をしっかりと吸収しスキルアップも図られており、今後のまちづくりを進めていくための人材育成に大きくつながったと実感しました。

また、取組により、本町におけるまちの魅力発信、駅周辺の活性化、企業とのつながり、職員の質向上などの分野において、民間プロ人材の知見を大いに取り入れ、今後のまち作りにつながるものとなったことから、今後も引き続きこの取組にチャレンジしてまいりたいと考えております。

伊藤議員の御質問「タウンプロモーションプロジェクト」の今後の具体的な進め方についてですが、本町は子育て世代など若い世代の人口増加を目標として取り組んでまいりたいと考えております。

今回の「タウンプロモーションプロジェクト」において、川西町の強み、

弱み、他市町村との比較、移住してこられる方々の特徴などを整理し、川西町に移住していただける可能性の高いターゲットを「2人とも県内勤務の共働き子育て世帯」と設定いたしました。

また、本町へ転入された子育て世帯の方を対象に、本町に移住した理由などの聞き取り調査を行いましたところ、移住を考えている人は、不動産仲介業者で情報を入手しておられ、それが意思決定に比較的大きく影響している方が多いということがわかりました。そのため、不動産仲介業者の店頭においていただき、川西町は子育てしやすい町であることを定めたターゲットにPRするためのチラシのデザインデータを「タウンプロモーションプロジェクト」において作成したところです。

新年度は、このデザインデータをもとに、チラシを印刷し、不動産販売業者や不動産仲介業者など、県内の不動産関連業者にアプローチし、チラシを活用して、本町の不動産を営業していただく取組をまずは行いたいと考えております。しかし、これだけの取組では十分でないと考えており、移住検討者の心に響くブランドづくり、また発信について検討し、さらに進めていきたいと考えております。

本町の持続的な発展のために「タウンプロモーションプロジェクト」は、重要な施策の一つとして捉えております。

今後においても、本町の魅力を町内外に効果的に訴求していくため、目的やターゲットを明確にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、今回の取組のように、民間の知識・ノウハウを積極的に取り入れながら、タウンプロモーションを含んだ行政施策の革新に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（寺澤秀和議員） 8番、伊藤議員。

8番議員（伊藤彰夫議員） ただいまの町長のご答弁を聞きまして、大変良い政策で、良い方向に進んでいると感じました。今後の定住人口の増加に期待しておりますので、頑張ってください。終わります。

議長（寺澤秀和議員） 次に、12番、芝 和也議員。

12番議員（芝 和也議員） 12番、芝 和也です。改めましておはようございます。前の6人の皆さんに続きまして、町長に御質問申し上げます。今般は、大分定着してまいりました自治体パートナーシップ制度の創設についてであります。

現在、我が国では、同性婚の法制化には至っていませんので、G7加盟国で見えますと、イタリアには登録制度がありますので、全くの未整備はもはや日本だけという状況になってしまいました。

こういう状況ですので、それを補うべく、自治体が制度化したパートナーシップ制度が、2015年に東京の渋谷区と世田谷区で始まりまして以来、着実に進展していることは、町長をはじめ、皆さん御承知のとおりであります。

同制度は、現在実施予定を含めると、制度のある自治体に住む人口は、我が国全体の65%強となり、検討を含めると、実に75%の国民が暮らす自治体で手がけられようとしているのが、本制度の進捗状況ということになります。

県下では、2020年4月に奈良市と大和郡山市で始まり、翌年に天理市と生駒市が加わりまして、現在4市で制度化され、県全体の人口比率では50%弱という状況になっております。

自治体の制度ですので、法的拘束力は、備わりませんが、この取組を経て銀行、医療機関、保険会社、カード会社等々の民間レベルでは、カップルとしてのサービスが適用されるケースが広がっていることから、今日の時代と社会が求めている制度であることに疑う余地はないものと存じます。

このように、今日の時代において、このパートナーシップ制度は、極めて当事者の人生設計を豊かにする仕組みに他ならず、制度を実施したからといって、誰にも迷惑を及ぼすこともありませんので、時代の要請に応えるべく本町での本制度の実施を求める次第であります。

以上、ご答弁よろしくお願ひいたします。

議  
町

長（寺澤秀和議員） 町長。

長（小澤晃広） それでは芝議員の自治体パートナーシップ制度についての御質問にお答えいたします。

自治体パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本において、自治体が独自にLGBTQカップルに対し「結婚に相当する関係」と証する証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度と理解しております。

2015年に、東京都渋谷区からスタートし、ある団体の調べでは、2021年、令和3年10月現在で130の団体で施行され、全国総人口の4割以上の自治体人口をカバーし、今も広がりを見せているところでございます。

県内においても、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市の4市が導入済みで五條市は令和5年4月から、広陵町は令和6年4月から導入予定とのことであります。

なお、令和2年4月からパートナーシップ宣誓制度を導入している大和郡山市においてパートナーシップ宣誓の件数は、令和5年3月時点で5件と聞いております。

また、制度を導入していない市町村においても、理由としては、実際に当事者からの具体的な要請や要望がないことを挙げられているようでございます。

さて、性的マイノリティーの方々への理解促進と差別解消は極めて重要なことと認識しており、性的指向、性自認のいかんに関わらず、全ての人が尊厳を認められた、人権、多様性を尊重する社会を目指すことは、行政の使命であると考えております。

国においては「LGBT理解増進法案」の制定に向けた議論がなされていると伺っておりますが、G7・先進7カ国では、すでに、LGBTの差別禁止や同性の婚姻について法制化されているようでありますので、まずは、国においてそうした判断、法整備に向けた検討・取組を進めていただきたいと考えているところです。

ただ、性の多様性が尊重される時代において、性的マイノリティーの方々が、偏見や差別を受けることなく、全ての住民が互いに人権を尊重し、価値観や個性の違いを認め合う共生社会を実現することは、住みよいまちづくりの基本であると考えます。

これまでのところ、パートナーシップ制度に関する十分な検討を行ってまいりませんでした。国の法整備の状況も見据えつつ、導入済自治体における制度の具体的内容や導入に当たっての課題などを慎重に調査し、研究しながら、パートナーシップ制度の導入検討を進めていきたいと考えているところです。

私からの回答は以上です。

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） 制度実施に向けて、この課題の検討を進めていきたいと、こういう結論から言えば、そういう話だったかと思えます。制度についての理解そのものは、今の町長のお話でも、非常に共感されているようでありますし、国において、ぜひ、法制化を進めてほしいと、こういうことなんでありますが、やっぱり町長も述べておられましたように、この制度が、いわゆる法未整備を補うべく実施している制度であって、当事者の皆さん方の人生設計が大きく豊かになっているというこの認識は、町長も持っておられると思えますので、ぜひ、その要望があるなしに関わらず、日本の社会において、それらが現実問題として動き出している今日、実施をしていくべきものというふうには私は考えます。

この点、他者への制度化による迷惑がかかることも、何も起こりませんので、ぜひ、積極的な取組を進めていただければと、こういうふうには思うんですが、その点、取組についての思い、一度お聞きしておきます。

議長（寺澤秀和議員） 町長。

町長（小澤晃広） パートナーシップ制度につきましては、最終的には同性同士の婚姻という婚姻制度の根幹に関わるところでございますので、簡単な判断は難しいところではありますけれども、さきに述べましたように、事実上の問題として、要望や要請があるなしに関わらず性的マイノリティーの方々が生きづらさを感じてらっしゃるということは事実としてあるというふうに感じているところでございますので、それを放置することは望ましいことではないというふうに考えております。

繰り返しにはなりますけれども、先に進めていらっしゃいます自治体の状況や課題につきまして慎重に調査研究を行った上で、導入の検討をしたいというふうに今、思っております。

議 長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） 婚姻制度については、町長おっしゃるように婚姻制度そのものに関わるということですので、慎重にということではあるのかなど、こう思うんですが、結局、国会でも法制化が延び延びにになっているのが、一部のこれに反対する皆さん方の論調としては、やっぱり現行憲法で廃止になった家父長制度、これに基づく家族のあるやり方がやっぱり家族の根源なんやというところに非常に固執されてる面がありまして、そのことで、なかなかこれが全政党の一致になって法制化に至っていないということでもありますので、それはもうほぼ一部の意見になってきているというところでもありますし、憲法的に言いましても、学者のところでも、両性の合意によってのみ婚姻が成立するというこの憲法の条項が同性同士なのか異性同士なのかというところについては、議論がわかれているところでもありますので、そのところは大きな障壁にはなっていないと私は思っています。

法のもとの平等の方が遥かに優先されてますし、町長もおっしゃってましたように、やっぱり人権を尊重し、差別があってはなりませんし、性の多様性が今日、医学的にもきちんと立証されている中であって、それらの皆さんを阻害する要因があるってわかっているのに放置しておくこと自体が、今の時代としてはもう時代遅れになってきていると、こういうことでもありますので、そこはぜひ検討を進めていくということでしたんで、大いに前向きに進めてもらいたいと思いますし、そのパートナーシップ制度を自治体が証明することによって、民間レベルで利用しているサービス、銀行や病院、保険会社、カード会社等々の家族としてのサービスが現に適用されるという動きがもう起こっていますので、それはもう、それらを保障していく意味で、自治体として私は手がけるべきだというふうに思います。

そういった観点からも、ぜひ積極的に取り組んでいただきますよう、再度お考えをお聞きしておきたいと思います。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 繰り返しになるんですけども、婚姻制度等につきましても、国における議論がありますので、そこをしっかりと見守らせていただきながら、町におきましては、今、お話いただきましたような人権の尊重をしっかりとしていくという考え方に違いはありませんし、そういった寛容な町にしていくということは、大切なことだというふうに思っておりますので先進自治体の事例等をしっかりと学ばせていただいて検討を進めたいと思います。

議 長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） ぜひ、検討で終わらず、実施に至るよう再度まとめておきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（寺澤秀和議員） これをもちまして、一般質問を終わります。

次に、総括質疑に入る前に、申し合わせ事項について、事務局長に説明を

させます。

事務局長。

事務局長（中川辰也） 説明いたします。

総括質疑は、申し合わせにより制限時間30分、一問一答方式で行います。

なお、再質問につきましては、1問につき2回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（寺澤秀和議員） それでは日程第2、総括質疑に入ります。先日上程されました承認第1号、令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてから、議案第27号、川西町ふるさと応援基金条例の税務改正についてまでの承認案2件、議案27件を一括議題とします。

去る6日、理事者より提案説明が終わっておりますので、総括質疑通告順により、質問を許します。

12番、芝 和也議員。

12番議員（芝 和也議員） 12番、芝 和也です。それでは、まず一般会計からお伺いいたします。65ページの清掃費であります。資源回収団体への助成単価の引き上げ、これについて積年、議論をしているところでありますが、そもそもこの資源回収団体への助成制度の取組は資源ごみ袋の制度が実施、そして可燃ごみ袋の有料化の制度が実施される以前から取り組まれている問題ですので、もともと取り組んでいるというところに可燃ごみ袋の有料化策が始まりましたので、この販売価格による収入が、町としては、実施前に比べて毎年収入が入ってきているというのが実態で実情でありますので、その収入は、やっぱり資源回収にきちんと使うべき住民に還元するべきではないかという話であります。助成単価の引き上げに使うなり、袋そのものの販売価格の引き下げに使うなり、その辺に努め、収支の均衡を図るべきと存じますが、これについてお伺い致します。

議長（寺澤秀和議員） 大西住民保険課長。

住民保険課長（大西成弘） それでは、私の方からは、芝議員の御質問の議案第1号の令和5年度一般会計予算のうち、清掃費についてをお答えいたします。

議員お考えの向きは、指定有料ごみ袋の作成費用と、売却収入の差額から発生する財源については、ごみの有料化を行うことに対する資源回収団体などへの助成など、住民の皆様の環境保全活動への還元を使用すべきということであろうかと理解しております。

令和5年度の当初予算につきましても、分別収集指定袋購入費用としまして1069万4000円、当該指定袋の売却収入として、商工会への販売委託料を除くと1080万6000円を見込んでおります。

これの差額としては、予算上、11万2000円となります。これに対しまして、住民の皆様の環境保全活動に関連する歳出としまして、議員仰せの

ような考えを踏まえまして、資源回収団体助成に、126万2000円、清掃活動費助成に155万6000円、生ごみ堆肥化容器購入助成としまして18万円など、当該指定袋売却収入の上回る財源を投入している状況でございます。

今後も、ごみの有料化によって発生する収益については、基本的に環境保全的な部分への財源投入に使用していく方針を保持したいとは考えております。

以上でございます

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝 議員。

12番議員（芝 和也議員） その収益は、資源回収団体等々の取組に還元していきたいというふうに考えているという話でありましたが、分別して減量することを目的にしたのが、この分別の取組ですし、ごみ袋が有料化になると、こういうことですので、やっぱり取り組んでくれているのは住民の皆さんによる分別の成果でありますので、これはごみの分別は住民の皆さんによって生まれていると、しっかり進んでいるというふうに認識をお持ちだというふうに思うんですけども、その認識の有無について町長にお伺いをおきたいと思っております。

議長（寺澤秀和議員） 町長。

町長（小澤晃広） ごみ袋の有料化によって、そういった分別の促進になっている部分というのは、幾分かはあるというふうに私は認識しております。

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝 議員。

12番議員（芝 和也議員） 住民の皆さんの努力で、やっぱりごみ分別ということには、当然至る話になりますので、そこで単純ですけれども、このごみ袋の製造代と販売価格、この差額がだいたい単純に収益が500万程度、製造する価格と、商工会へ委託する価格を足し算と一般廃棄物手数料で住民の皆さんからいただいた価格との単純な差し引きでだいたい500万程度出てくるのが予算決算でのだいたいの収支になっていると思っております。収益の袋代を半額にした場合、収益の袋代の収入は1200万もありますのでそれが600万ぐらいに減ると言うのが自治体の入が600万ぐらいに減ることです

けれども、さっき言ったように、差額が500万ほど収益の収支の差額が入が500万多いので、販売価格を半分減らして600万の入になったとしても、その500万と600万を足せば1100万ぐらいということになりますから、現在、経費として使っている1200万に対して100万円前後不足するという状況の単純な足し算の話でありまして、口から言う話ですので、これ、全然、表にしてこうですよって示した方がわかりやすい話ですので、複雑ですが、余力としては、やっぱり収支で言えば、収支をトントンにするように、住民の皆さんに対して、販売価格を下げるか、資源回収団体への清掃活動団体として、自治会でやってもらってる、子ども会で

やってもらってる、そういった皆さんに対しての補助単価をキロ当たり単価を引き上げるか、このことによって還元するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（寺澤秀和議員） 森田副町長。

副町長（森田政美） 芝議員の御質問は、販売価格を下げるか、若しくは資源回収団体にその分を手厚くするかということだと思うんですけども、芝議員も冒頭に申されましたように、そもそも減量化をはじめた要因っていうのはごみの減量化というのが、まず、第一にございますので、今のところごみ袋の価格の値下げというのは、考えてないところでございます。

ただ、その売却益については、今後さらに有効に資源回収団体等に手厚くするとか方法論はいろいろあると思うんですけども、どちらを取るというならば、そちらの方で検討させていただければというふうに認識しております

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員、次の質問に。

12番議員（芝 和也議員） はい。押しているということで、次の質問に移ります。どちらかというと、回収団体の方へということでしたね。はい、また、検討よろしくをお願いします。

次ですけれども、中学校の制服支給について、制服支給策についてであります。これについては小学校同様との取組をするという手だてについてはいかがお考えでありましょうか。

議長（寺澤秀和議員） 吉岡教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（吉岡秀樹） 芝議員の御質問、中学校の制服支給策についてお答えいたします。現在、中学校の生徒会から制服の規定変更、制服変更に関する署名活動による署名が、中学校長と式下中学校教育委員会事務局に提出されており、中学生がLGBTQプラス性的マイノリティーや制服の必要性、機能性について真剣に考えています。

この中学生の声や動きを真摯に受けとめ、まずは丁寧に対話、対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） いい話だと思います。真摯に、ぜひ、受けとめていただきたいと、これ、発想の転換で逆に私服化、こういうこともありやと、検討の中には、そういう方向で検討というのは、真摯に受けとめていくということになりますでしょうか。

議長（寺澤秀和議員） 橋本教育長。

教育長（橋本宗和） 中学校の生徒会の活動として、今、事務局長が申しましたように、そういう署名が集まってきて、その中で、生徒たちが本当に将来の自分たちの活動の機能性を考えての検討をしているということで、その中で話の中で、私服も含めて、いろんな意見が出てくると思います。それを丁寧に聞きながら話を進めていけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） これ、まあ策としては、そういう保護者の皆さん、子どもさんの思いで、プラスやっぱり行政としては、経済的支援というようなもの、一定程度大きいものがあるというふうに思います。

学用品、段取りするのに、小学校入学時も行っていますが、中学校はより一層かかるということにもなってきますので、そういう意味でも、経済的な策として何某の手立てが必要だというふうに思うんですが、町長はそれについてはいかがお考えでしょうか。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 今のお話を制服に限らずという質問の一段上の話かというふうに捉えておりますけれども、子育てという観点でいったときに、もちろん就学前のみではないというふうには思っております、幅広く子ども世代、また子育て世代のことを考えて、先ほど、様々な議員の皆様からいただきましたご質問にお答えしましたように、検討はしておかねばならないというふうに考えております。

議 長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） 次、お願いします。

同じく一般会計で給食運営費についてであります、これ同僚議員からの質問の中でもありましたように新年度、材料が上がりましたことによって、124万円増とこういうことになりましたが、これをだいたい町が6割、保護者が4割という配分ぐらいになりますけれども、それで引き上げ分は見ていこうと、こういう話なんですけれども、これは全額、町で持つというのはいかがなものでしょうか。

議 長（寺澤秀和議員） 吉岡教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（吉岡秀樹） 給食費、給食運営についてお答えします。

今回の給食材料費の一部公費負担は、これまで議員が御要望されてきた、給食費無償化という観点からではなく、これまでコロナ対策の交付金を活用して行ってまいりました臨時的な財政支援について、食料料費の高騰の状況に鑑み、あくまで暫定的に行う、激変緩和措置として、予算計上いたしましたのであります。

私からは以上です。

議 長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） コロナ対応で経済支援という形でやってきたので、その暫定的な対応として、激変緩和で、今般はこれをやるということではありますが、同様の手立て、事象は、本町だけではなくて、どことも、似たような形で材料単価上がってるということですが、そこはやっぱりその自治体が、今の話からもあるように、激変緩和措置、しいては保護者の皆さんの負担軽減と言う対応で実施するものでありますので、124万円増ということでもありますから、6割・4割という配分ではなくて、10割、全額、町で見るとというのが、緩和措置として、激変を起こさないように、町として

は、やっていってしかるべきではないかと思うんですが、そこは町長はいかなものでしょうか。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 今般、物価高騰が来ております。この動向というのは、誰が100%当てられるわけではなく、どうなっていくのかっていうのはわかりませんが、急変しているというのは事実でございますので、そこへの手立てというのは必要であろうという考えから今回の手立てを打たせていただいております。

今後、物価がどうなっていくのかっていう動向でありましたり、また、それに合わせて、例えば給与などを含めてちゃんと上がるのかとかによりまして実際に住民の皆様、国民の皆さんの生活っていうのが大きく変わっていくと思いますので、そこをしっかりと捉えて、必要な手立てを、打っていかねばならないというふうな心づもりをしており、今回、この手立てを打っております。

議 長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） 手立てを打って、確かに打ってはりますので、それで、これを全部見たらいいの tochやうかと、基本、これまでは給食無償化の話で、私は議論を重ねているところですが、これでいけば、だいたい3000万円前後の年間給食代になりますので、3000万円をどう捻出するかっていう話にもなってくると思うんですけども、今は桁が違いますのでね。

そういう点では、その分は自治体がみたら、いきに行くのではありませんか。

それと同様に引き上げ分については、公費負担というところも少なからずあるのは事実ですからそれについてのお尋ねです。

議 長（寺澤秀和議員） 町長。

町 長（小澤晃広） 繰り返しになるんですけども、無償化する、しないというのは、今、芝議員もおっしゃったとおり、別な話として議論はせねばならないところだというふうに思います。

物価高騰に対する手だての打ち方の、今の議論の違いだというふうに、思うんですけども、今後、物価がどう上がっていくのかわかりませんが、物価が上がれば、全部、行政がみれますかということになりますと、この給食費に限らず、様々燃料費等、いろいろなものが上がっていきますのでそれを全て行政が持つということは、現実的ではないですし、大幅に急変したときにはそういったことはできないということになるというふうに思います。

その中で物価がどう動くのかわかりませんが、行政としてできる範疇というのはどの程度なのか。また、今後も考えたときに、どういうふうな手だての打ち方が適切かということを考えて結果、今、このような激変緩和を打たせていただくということで、今回この措置をさせていただいております。

ます。

12番議員（芝 和也議員） それでは、次に進みます。国民健康保険特別会計についてであります。子どもの均等割の廃止や非課税者への保険税免除について、ここでは議論を重ねてきているんですけども、これらの策は、やっぱり受益の関係から、そうした策を打つのは適当ではないというのがこれまでの答弁であります。

そこで、こういった医療保険の給付を受けることが果たして受益なのかと、社会保障としての位置づけはどのように受けとめられておられるのか、それについて聞いておきたいと思います。

議長（寺澤秀和議員） 大西住民保険課長。

住民保険課長（大西成弘） それでは、議案第2号の令和5年度国民健康保険特別会計予算についてお答えいたします。

まず、国民健康保険とは、疾病や負傷などの偶発的な保険事故に備えて、準備財産を拠出し合い、その事故が発生した際に保険給付を行うことを目的とした相互扶助により成り立つ医療保険制度の一つであります。

制度の目的を鑑みても、保険税という負担により形成された準備財産による保険給付につきましては受益であると言えます。

日本の社会保障制度のうち、医療保険制度においては、国民皆保険体制が確立されており、このおかげで、全ての国民は安心して医療を受けることができます。

医療にかかる個人の経済生活の安定を保障するためにも、被用者保険に加入していない個人が加入する医療保険制度として、国民健康保険は不可欠な保険であると考えています。

以上でございます。

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員

12番議員（芝 和也議員） お答えのとおりやっぱり国民皆保険制度、これを支えていく上では、その要が国民健康保険ということになります。

社会福祉制度としての制度であるのが、民間の保険制度との大きな違いだというふうに思いますし、現にこの間議論を重ねているこの子どもの均等割の話で言えば、この4年度からは未就学児限定ですけども、均等割が全額ではなくて半額化が始まってきているのは、やっぱりそういった時代の要請背景を捉えての取組として、現にやっているわけですから、やっぱりこれは、そういった意味で、おぎゃあと生まれた子どもに負担能力がないのはもう、わかりきっている話ですから、そこに満額の均等割をかけるというのは制度としての厳しいところだと私は感じている次第であります。

今日も議論がありましたようにやっぱり、子育て世代全体の環境を考える中でもそういった取組っているのはこの分野でも必要ではないかというふうに思うんですけども、そこら辺受けとめはいかがでありますでしょうか。

議長（寺澤秀和議員） 大西住民保険課長。

住民保険課長（大西成弘） 議員仰せのように令和4年度から、全国の国民健

康保険におきまして、未就学児に係る均等割額の5割が軽減される制度が開始されております。

減額ではなくその5割の軽減となったのは、国民健康保険では、全ての世帯が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料として、世帯の人数に応じた応分の保険料を負担する必要があるという考え方によるものでございます。軽減額につきましては、地方税法により、政令で定める基準に従い条例で定めることができるとされていることから、国の基準を超えて、町条例により独自で軽減額を拡充することはできません。軽減した保険料は、公費などにより賄われていることから、対象者範囲の拡大などにつきましては、必要な財源の確保等、様々な課題があります。

以上のことから、国の方針に従いながら運用してまいりたいと考えております。

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） 時間もあります。次に進みます。介護保険の事業会計についてお伺いします。これも議論を重ねている問題ですけれども、やっぱり介護保険見直しのたびにもう仕組み上、保険料が上がらざるを得ないということではありますが、負担能力の方は、こちらは青天井ではありませんので、そういう点では、やっぱり保険料負担に対して一定の抑制に手がけるべきだと思います。

自治体の取組としてはやっぱり国基準よりも保険料区分を多段階化して、そういった抑制方向に働きかけるというのが少なからず取り組まれている問題になってきますので、その辺についての必要性の有無、いかがであるか聞いておきたいと思います。

議長（寺澤秀和議員） 栗林長寿介護課長。

長寿介護課長（栗林美子） 私の方から、議案第4号、令和5年介護保険事業勘定特別会計予算についてお答えいたします。

介護保険料の各段階化による保険料負担の抑制についてですが、これまで保険料の算定にあつては、負担能力に応じた負担を求める観点から、制度創設時より、所得段階別保険料を取っており、当初は5段階と設定されておりました。

平成18年、平成27年に制度が見直され、国の標準段階設定が今の9段階となりました。

現在、社会保険審議会介護保険部会において、介護保険制度の持続可能性を確保するための保険料の多段階化について議論され、国の定める標準段階である9段階を多段階化、高所得者の保険標準乗率を引き上げ、低所得者の保険乗率の引き下げの検討を行うことが適当であるとの意見がまとめられております。

一般的などころで申し上げますと、所得に応じた保険料段階を多段階化し高所得者の保険料を引き上げる一方、低所得者の保険料を引き下げることについては、介護保険制度の持続可能性を確保するための方策であるというこ

とを理解しております。

以上です。

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） 多段階化、制度持続していくための確保策としては、必要だというふうに理解しているということでありましたが、これ、第1期と比べて今、第8期ですでに保険料が3倍以上になってますから、新年度見直して、次、令和6年から9期が始まりますけど絶対3.5倍とか、何倍かわかりませんが、上がっていくのは必至でありますので、だからそこは状況からしても手立ては絶対必要だと思うんですけども、その必要の有無について町長のお考え、認識をお聞きしておきたいと思えます。

議長（寺澤秀和議員） 森田副町長。

副町長（森田政美） もう保険料、これだけ給付費が増大していくと、保険は上がらざるを得ないのはもう、目に見えてわかるところでございます。

対して、国や市町村の負担は一定ですので、上がった分は全て住民の皆様の保険料、被保険者の保険料にしわ寄せが来ているというのは事実でございます。

でも、それだけ需要があるということは、それだけ必要な制度であるということも、一方では言えることですので、本町といたしましては、適正な介護サービスの給付、利用に注力していきたいなっていくことで、地域包括を直営にさせていただいたり、訪問調査はもう制度が始まってからですけども、業者に委託を極力止めて、職員で行うことで、訪問調査ごとによってばらつきのない訪問調査ができたり、給付の適正化に力をいれたりということで、必要な部分については当然、いるものなんですけども、何回も申し上げます。

適正に給付に努めたいっていうところに注力したいかなっていうふうには思っています。

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也議員） 国民健康保険税条例についてであります。これも、令和6年の県統一の保険料に向けて、去年、今年、来年と上がっていくことになって、今年の場合、前年比で、6.6%の引き上げと、こういうことになりまして、3年連続で令和6年に向かって上がっていくんですけども、現在、被保険者の皆さんの中の6割を超える皆さんがすでに法定軽減の対象者っていう状況にありますので、負担能力の関係でいけばですよ、保険料率が上がりますから賦課できますけれども、能力の関係ではなんぼ賦課しても能力を超えた賦課ということにしかならないと思うんです。

また、この点でも子どもの均等割と一緒にですけども、住民税非課税者に対する免除策の手立て、これも御議論を重ねているところですけども、そういったやっぱり負担能力を超えた皆さんへの、賦課に対して何某の手だてが必要ではないかということで、それについて、いかがでありましょいか。

議長（寺澤秀和議員） 大西住民保険課長。

住民保険課長（大西成弘） それでは議案第26号の国民健康保険税条例についてお答えいたします。

国民健康保険税の賦課額は、応能割額と応益割額により算出します。応能割額は所得、いわゆる経済的負担能力に応じてかかる額で、応益割額は保険の加入者数や世帯に応じてかかる額となります。所得が低い世帯につきましては、所得割額がかからない、若しくは比較的低い水準でかかります。

また、均等割額や平等割額などの応益割額につきましては、所得が一定基準以下であれば最大で、その7割が軽減されます。

このように国民健康保険は、負担能力に応じて賦課されるような制度となっております。

また、国民健康保険税は、偶発的な保険事故に対する保険救済を受けるための負担であり、医療保険という制度である以上は、受益に対する負担は、当然発生しうるものであり、非課税であることを理由にその負担を逃れるというのは保険制度という観点から適切ではないと考えています。

また、免除された分の負担は免除されない世帯が負うことになり、他の世帯に対して過度な負担を強いることになり、経済生活を圧迫することになります。

なお、国民健康保険税は、地方税法などに基づき、町の条例で定めることで賦課を行っています。

減額に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとされており、国の基準を超えて独自に減額を行うことはできない仕組みとなっております。

また、県単位化した国民健康保険においては、県内市町村の保険料率の統一に合わせ、減免要件も、令和6年度に統一されます。これは同一の保険制度に加入し、同じ条件下で受益を受ける以上、負担する保険料の賦課及びその減免も同一条件で行われるべきという公平性を図るための取組によるものでございます。

川西町だけが独自で免除を行うことは、国民健康保険制度の改革方針からも大きく外れることになります。

これらのことから、かねてより御質問いただいております非課税世帯における保険料の免除は、現在の国民健康保険制度においては、考えるべきものではないと考えております。

以上でございます。

議長（寺澤秀和議員） これをもちまして、総括質疑を終わります。会議はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前11時14分 散会）

# 議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生文教委員会

# 総務建設経済委員会議事日程

令和5年3月10日(金) 9時00分 開議  
11時51分 閉会

## 日程第1

議案第1号 令和5年度川西町一般会計予算について

歳出 款1 議会費  
款2 総務費  
款5 農商工業費  
款6 土木費  
款7 消防費  
款9 公債費  
款10 諸支出金  
款11 予備費  
歳入 上記関係歳入

## 日程第2

議案第6号 令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

## 日程第3

議案第7号 令和5年度川西町下水道事業会計予算について

## 日程第4

議案第8号 令和4年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款2 総務費 項1 総務管理費  
款5 農商工費 項2 商工費  
款6 土木費 項2 道路橋梁費  
項3 都市計画費  
項4 都市計画費  
項5 河川費  
款9 公債費 項1 公債費  
款10 諸支出金 項2 基金費  
歳入 上記関係歳入

## 日程第5

議案第13号 令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

日程第6

- 議案第14号 令和4年度川西町下水道事業会計補正予算について  
収益的収入 款1 下水道事業費用 項1 営業費用  
項2 営業外費用  
資本的支出 款1 資本的支出 項2 企業債償還金

日程第7

- 議案第15号 川西町個人情報保護法施行条例の制定について

日程第8

- 議案第16号 川西町個人情報審査会条例の制定について

日程第9

- 議案第17号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

日程第10

- 議案第18号 川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例及び川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部改正について

日程第11

- 議案第19号 川西町の職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第12

- 議案第20号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第13

- 議案第27号 川西町ふるさと応援基金条例の全部改正について

出席委員

- 委員長 弓仲 利博  
副委員長 芝 和也  
委員 石田 三郎 伊藤 彰夫 福山 臣尾  
議長 寺澤 秀和

副議長 阪本 学

説明のため出席した者

町長 小澤 晃広

副町長 森田 政美

総務特別参事 江畑 幸男

総務課長 西川 直明

行政改革統括理事 石田 知孝

まちマネジメント担当理事 山口 尚亮

まちづくり推進担当理事 乾井 宏純

税務課兼債権管理課長 松下 正嗣

まちづくり推進課長 喜多 勲

デジタル推進室長 梅津 光章

会計管理者 岡田 充浩

職務のために出席した者

議会事務局長 中川 辰也

議会事務局主事 西村 俊哉

欠席委員及び職員

## 厚生文教委員会議事日程

令和5年3月13日(月) 9時00分 開議  
10時10分 閉会

### 日程第1

承認第1号 令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分について

### 日程第2

承認第2号 令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について

### 日程第3

議案第1号 令和5年度川西町一般会計予算について  
歳出 款2 総務費 項3 戸籍住民基本台帳費  
款3 民生費  
款4 衛生費  
款8 教育費  
歳入 上記関係歳入

### 日程第4

議案第2号 令和5年度川西町国民健康保険特別会計予算について

### 日程第5

議案第3号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について

### 日程第6

議案第4号 令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について

### 日程第7

議案第5号 令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について

### 日程第8

議案第8号 令和4年度川西町一般会計補正予算について  
歳出 款3 民生費 項1 社会福祉費  
項2 児童措置費  
款4 衛生費 項2 清掃費  
款8 教育費 項2 小学校費

- 項 3 幼稚園費
- 項 6 社会教育費
- 項 7 保健体育費

歳入 上記関係歳入

日程第 9

議案第 9 号 令和 4 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 1 0

議案第 1 0 号 令和 4 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第 1 1

議案第 1 1 号 令和 4 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第 1 2

議案第 1 2 号 令和 4 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について

日程第 1 3

議案第 2 1 号 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程 1 4

議案第 2 2 号 川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について

日程 1 5

議案第 2 3 号 川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程 1 6

議案第 2 4 号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程 1 7

議案第 2 5 号 川西町国民健康保険条例の一部改正について

日程 1 8

議案第 2 6 号 川西町国民健康保険税条例の一部改正について

出席委員

委員長	松村 定則					
副委員長	福西 広理					
委員	寺澤 秀和	安井 知子	堀 格	阪本 学		

説明のため出席した者

町長	小澤 晃広
副町長	森田 政美
教育長	橋本 宗和

総務特別参事	江畑 幸男	総務課長	西川 直明
--------	-------	------	-------

教育委員会事務局長 吉岡 秀樹

住民保険課長	大西 成弘
長寿介護課	栗林 美子
福祉こども課長	中森 委香
社会教育課長	浅田 裕信
会計管理者	岡田 充浩

職務のため出席した者

議会事務局長	中川 辰也
議会事務局主事	西村 俊哉

欠席委員及び職員

令和 5 年川西町議会  
第 1 回定例会会議録

( 第 3 号 )

令和 5 年 3 月 20 日

## 令和5年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

召集年月日	令和5年3月20日
召集の場所	川西町役場議場
開 会	令和5年3月20日 午前10時00分 宣告
出席議員	1番 阪本 学                      2番 弓仲 利博                      3番 福山 臣尾 4番 堀 格                          5番 松村 定則                      6番 安井 知子 7番 福西 広理                      8番 伊藤 彰夫                      9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和                      12番 芝 和也
欠席議員	
地方自治法第 121条の規定 により説明 のため出席し た 者の職氏名	町長 小澤 晃広                      副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和                      総務特別参事 江畑 幸男 行政改革統括理事 石田 知孝                      まちマネジメント担当理事 山口 尚亮 まちづくり推進担当理事 乾井 宏純                      教育委員会事務局長 吉岡 秀樹 総務課長 西川 直明                      税務課兼債権管理課長 松下 正嗣 住民保険課長 大西 成弘                      福祉子ども課長 中森 委香 長寿介護課長 栗林 美子                      まちづくり推進課長 喜多 勲 社会教育課長 浅田 裕信                      デジタル推進室長 梅津 光章 ----- 会計管理者 岡田 充浩
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 西村 俊哉
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した 5番 松村 定則 議員                      6番 安井 知子 議員

## 川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和5年3月20日（月） 午前10時00分 再開

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		委員長報告 承認第1号、承認第2号、 議案第1号～議案第27号 総務建設経済委員長報告 議案第1号、 議案第6号～議案第8号 議案第13号～議案第20号 議案第27号 厚生文教委員長報告 承認第1号、承認第2号 議案第1号～議案第5号 議案第8号～議案第12号 議案第21号～議案第26号  質疑・討論・採決
	(日程追加)	
追加第1	議案第55号	川西学童保育所増築工事請負契約の締結について
追加第2	発議第7号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
	発議第8号	介護保険の負担増等の中止を求める意見書

(午前10時00分 再開)

議長(寺澤秀和議員) 皆様、おはようございます。

これより令和5年、川西町議会第1回定例会を再開します。

ただいまの出席議員は11名で、定足数を満たしております。

よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題とします。

去る8日の定例会において上程され、各委員会に付託しました承認第1号及び承認第2号並びに議案第1号から議案第27号までの承認案2件、議案27件に対して、審査の経過並びに結果について、委員長の報告を順次求めます。

総務建設経済委員会 弓仲利博委員長。

総務建設経済委員長(弓仲利博議員) 皆さんおはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして、委員長報告をいたします。

去る令和5年3月6日の本会議におきまして、総務建設経済委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は3月10日に委員会を開催し、付託されました議案13件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第1号、令和5年度川西町一般会計予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

歳出についてですが、各款ごとに審査しましたので、款ごとの報告といたします。

総務費では、保健師などの有資格職員の処遇と採用、給与などの見直し状況、部長制の廃止による問題点と考え方、幹部職員の職責と給与等級について、コミュニティバス運営事業の今後の見通しと、移動サポートチケットの利用状況から見る地域公共交通のあり方、デマンドタクシー導入に対する考え方について、文化会館受電設備の移設計画について、特殊詐欺防止機器導入助成事業の実績について、移住定住事業補助金の対象地域の拡大について、基金運用状況の公表について、コロナ対策予算と、コロナ禍における減収世帯への対応についてなど、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

農商工業費では、地産地消に向けての取組と現状、学校給食での地場産品の活用、農業の奨励制度の検討、大和平野賦課金補助制度の補助、遊休農地の地目変更に係る大和平野決済金への助成についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

土木費では、駅前ロータリーの占有権の有無、ロータリーの利用方法、杉の木橋拡幅整備と、まほろば健康パークの周辺道路整備に関する県の関与について、既存道路との整合性と整備プランの状況について、井戸地内の道路改良工事の工期と工費の見通し、大和中央道との取付道路の変更点について、

木造住宅耐震診断の件数増加のその後の状況と診断結果の把握について、ブロック塀撤去補助金等の制度の必要性、人口増加に資する公営住宅の活用について、公営住宅の政策的空家と災害時対応の空家活用・整備方針について、駅前併設施設の検討の現状、産業施設誘致調査検討業務委託の内容、立地適正化計画の見直しと現計画との相違点について、eスポーツによるフレイル予防実証実験の結果と通年実施の有無、大和平野中央田園都市構想協議会負担金の内容と県及び他市町村の負担額についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

消防費では、町内の防火水槽及び消火栓の設置基準について、磯城郡内の消火栓及び防火水槽の設置状況と維持管理並びに防火水槽の耐震性と除却予定について、避難所に指定された体育館の空調設備整備と今後の防災対策について、委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

また、歳入では、インボイス制度の準備状況について、委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

なお、本件において、委員から主な要望については次のとおりであります。

1、耕作放棄地再生について、畑として活用するなどの手法を考え対策すること。

1、駅前ロータリーの利用方法について、利用者状況に鑑み、誰もが安全に利用できるよう、対策を講じること。

1、南海トラフなど大型の地震に備えて、ブロック塀撤去補助金等の制度について検討して対応を図ること。

1、町営住宅を人口増加施策の手段として活用を検討すること。

以上、各分野にわたり、厳正な審査の後、採決の結果、賛成多数で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、当該事業の今後の見通しと対応について、基金の用途と活用方法について、これまで、補助事業として採択されなかった理由について、委員より質疑があり、詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、令和5年度川西町下水道事業会計予算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、令和4年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管部についてであります。

歳出については、各款ごとに審査いたしましたので、款ごとの報告といたします。

総務費では、おくやま空きスペース活用の今後の展望、農業用肥料価格激減緩和助成の対応と助成対象者、耕作者への直接的な支援策の検討について、委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

公債費では、利子の減額理由と国債の運用による利回りについて委員より

質疑があり、詳細な説明を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、賛成全員で、原案とおおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、及び議案第14号、令和4年度川西町下水道事業会計補正予算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案とおおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、川西町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第16号、川西町個人情報審査会条例等の審査会条例の制定について、議案第17号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整備について、議案第18号、川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例及び川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部改正について、議案第19号、川西町の職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第20号、特別職の職員で、非常勤のものの報酬、費用弁償および証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、並びに議案第27号、川西町ふるさと応援基金条例の全部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のおおり、可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても、調査並びに審査できるように議決されることを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（寺澤秀和議員） 続きまして、厚生文教委員会 松村定則委員長。  
厚生文教委員長（松村定則議員） 皆さんおはようございます。

議長の指名をいただきましたので、厚生文教委員会を代表いたしまして、委員長報告をいたします。

去る令和5年3月6日の本会議におきまして、厚生文教委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日に委員会を開催し、付託されました承認案2件、議案16件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、承認第1号、令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、及び承認第2号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案の通り承認すべきものと決しました。

次に、議案第1号、令和5年度川西町一般会計予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

歳出につきましては、各款ごとに審査いたしましたので、款ごとの報告といたします。

民生費では、成年後見制度の利用実績と令和5年度予算の積算根拠、制度の利用促進に向けた住民周知について、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

次に、衛生費では、山辺・県北西部広域環境衛生組合で進めるゴミ処理施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設建設の進捗状況と今後の予定について、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

次に、教育費では、学校管理費における電算委託料の内訳と、校務用パソコンと児童用パソコン間でのセキュリティー対策について、小学校へのバスケットゴール設置とバスケットボール教室委託に至った経緯、学校給食材料費における一部公費負担とした経緯と積算根拠について、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

なお、学校給食材料費については、昨今の経済状況に鑑み、全額の公費負担の実現に向けて、尽力するよう要望がありました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、令和5年度川西町国民健康保険特別会計予算については、国民健康保険税の現年課税分は、住民の負担増につながるため、税率改正後の保険税が反映されており、賛成できないとの意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第4号、令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について、及び議案第5号、令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第8号、令和4年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。歳出では、ぬくもりの郷の施設管理について、民間への払い下げ等を含めた今後の方針について、委員より質疑があり、詳細な説明を受け、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第10号、令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第11号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、及び議案第12号、令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第22号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について、議案第23号、川西町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第24号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第25号、川西町国民健康保険条例の一部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、川西町国民健康保険税条例の一部改正については、議案2号と同様の趣旨で、国民健康保険税の税率改正は、住民の負担増につながるので賛成できないとの意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案の通り可決すべきものと決定決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても、調査並びに審査できるよう議決されることを望みまして、厚生文教委員長報告とさせていただきます。

何とぞ、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（寺澤秀和議員） 以上で委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

議長（寺澤秀和議員） 12番、芝 和也議員。

12番（芝 和也議員） 12番、芝 和也です。

ただいま総務建設、厚生文教の両常任委員長から報告がありました。

専決処分の承認案2本、一般会計はじめ、新年度の予算案7本、令和4年度の補正予算案7本、条例案13本、都合29本についての討論を行います。

態度表明であります。1号、2号、3号、4号及び26号の令和5年度の一般会計、国保会計、後期高齢者医療保険会計、介護保険事業勘定会計の各予算案並びに国民健康保険税条例の一部改正案は反対。

それ以外については、いずれも賛成するものであります。

まず、令和5年度の一般会計予算であります。これまで一定の時間と資金を投下して進めてきた工業団地と駅前周辺整備事業の仕上げにかかりながら、今後のまちづくりに向け、新たな産業用地の誘致調査に乗り出し、さらなる発展を展望する取組を手がけます。

同時に今日、住民が直面している物価高騰等をはじめとする経済的な負担増をどう支援し、支えていくかも大きく問われる中での取組となりますので、やはりここは、住民生活を守り支える観点から、負担軽減等の各種施策の充実が求められるところであります。

新年度は、子ども医療費の対象年齢を18歳まで引き上げ、高校を卒業する年齢の年度末まで広げること、保育料の無償化を第2子、さらに適用範囲を広げること、妊娠から子育てまでの出産・子育て応援の強化策等々、これまで、議論を重ねてきた取組の具体化が新たに手がけられます。

本町の取組は、住民生活の多岐に渡って様々に実施されておりまして、ど

れ一つとして、おろそかにはできませんが、今般の取組は、住民の皆さんの各方面からの声に真摯に耳を傾けて、各事業に取り組んでいく姿勢の現れとして大いに評価する次第であります。

加えて、今日の円安続きの中、物価高騰の影響が、毎日の暮らしに深く響いていることは、町長をはじめ皆さん承知のとおりであります。

現に、これまでも数度にわたって政府の物価対策がコロナ対応とともに資金投下され、本町もそれを活用した各種施策に取り組んできたことは記憶に新しいところであります。

現下の状況は、こうした一連の取組がまさに待たれていることに他なりません。

ごみの減量化による有料袋の取扱いで議論を重ねましたが、収支で利益が出ることは、この取組の目的ではありませんので、有料袋の値下げなり、資源回収団体等への補助単価の引上げなり、するならば後者でとのことでありましたが、この問題、住民還元があつてしかるべきと存じます。

議論を重ねている学校の給食費の無償化策もしかり、若年夫婦の経済支援策としては大きく貢献する取組に他なりません。

子ども1人、年間で約5万円の負担が生じます。2人、3人となれば更に大きく響いてまいります。

ところが、今般は、物価高騰等の影響を受け、給食材料費の値上がり分350円のうち200円は町が負担するものの、あとの150円は保護者負担でお願いするとのことであります。

これ予算で言えば、わずか200万円程度を工面すれば、この負担は必要ありません。

無償化、給食無償化で議論している額は3000万円前後の予算をどう工面するかという話でありまして、それとは全く次元が違います。

なぜ、これができないのか、到底理解できるものではありません。

中学校の制服問題、生徒と保護者、学校からの声に寄り添うとのことであります。

制服の支給はもとより、私服化も含め、当事者の皆さんの意に沿う方向で解決されることをお願いする次第であります。

災害対応では、事故があつてからでは遅いですので、ブロック塀の撤去等への助成策の実施を引き続き求めるとともに、避難所の空調対策としては懸案の体育館への設置であります。

今後の検討課題ということでありましたが、有効に働く起債があるうちにこれらの活用を含め、検討を願う次第であります。

コロナ対応では、今後どういう展開になるかは予断をもって言えませんが、やはり減収世帯への支援策は引き続き必要な手立てと存じます。

特に、これまでの取組に乗っていない皆さんのところへの手立てとして、独自策の実施を求める次第であります。

また、従前から議論が平行線をたどっている問題として、テーマ的には種々

ありますが、子どもの歯科矯正への手立て、難聴者へ補聴器購入補助、子どもの医療費への妊婦適用、このほか、地域の活性化に向けて、住宅リフォーム助成策、脱炭素に向けた太陽光パネルの設置と再生可能エネルギーの活用普及策の実施、農政における地産地消の推進として、物販としての朝市、学校給食への活用等々の各助成制度の創設が求められる問題と心得ます。

職員の給与体系の見直しも問われる問題です。

特に、保健師等の有資格の職員の処遇を一般職扱いで据え置くことは改めるべきと存じます。

加えて、議論の渦中にあるように、総務、福祉、教育、事業の4部門での束ね役的ポストがそれぞれ必要と存じますので、引き続きそれらの設置を求めるものであります。

最後に、基金等活用し、債券の運用を含めて、本町の資金の管理に乗り出されます。

いうまでもありませんが、自治体の資金は、言い換えますと、住民の皆さんの財布の中身そのものに他なりません。ということは、中身が常につまびらかになっていて当たり前ですので、これまで以上に対住民への報告と開示がついて回るものと存じます。

有効に働く資金管理にも関わらず、信頼を欠くようなことがあっては何をしているのかわかりませんので、この点は特に留意して取り組まれることを求めておくものであります。

以上、予算の主役をどう置くのかで、この辺の取組が大きく変わってくるものと存じます。

国、地方問わず、取組の原資は、住民の皆さんが納める税金で賄われていますので、憲法的にも、自治法的にも、税源的にも、我々が寄って立つところは、住民の皆さんに他なりません。よって、小澤町長におかれましても、常に住民目線に立たれまして、住民の意に沿い、願いに応える身近で役立つ町政を築かれることを申し添え、申し上げたことに留意した予算編成への組み替えを求め、今般の予算案には反対する次第であります。

次に、議案第2号と3号の令和5年度の国民健康保険と後期高齢者医療保険についてであります。

まず国保会計ですが、本予算案は、昨年に続いて保険料率を見直して、今年の前年比で6.6%増の予算化がなされたものでありまして、統一保険料が始まる令和6年まで、昨年、今年、来年と上がり続ける以外の策は示されておられません。

現在の見通しでは、令和6年には令和3年比でおおむね20%増と大幅な引き上げに向かっているのが本国保会計の実情に他なりません。

保険料率がいくら上がっても賦課することは可能であります。負担能力の方は青天井でないことは、法定軽減の対象者が加入者の6割から7割に達していることから明らかでありまして、このことが示しているのは、このままにして良いのかということが厳しく問われている問題に他なりません。

この県単一化は先の安倍政権時代に、国で決められて、今日に至るものですので、仕組み上、抗うことは極めて厳しい問題であります。国保は国民皆保険制度の要でありますので、これが能力を超えた賦課で払えず、給付に支障が生じるようなことがあっては、その要の役割を果たしているとは言えなくなってしまうので、これまでのように、保険者である自治体の判断で、保険料の高騰を抑える術は直接には、かないませんが、健康増進策と保険者としての様々な創意工夫が強く求められている問題と存じます。

その点では今般、長らく休止していた人間ドックの補助事業を復活させていますので、これについては評価する次第であります。

現状では、手立てとしては、健康事業にきめ細かに取り組み、住民の健康度を引き上げて医療費の高騰を抑えるべく、力を注ぐことに尽きると存じますが、これとて町が保険者として運営していたならば、医療費の抑制が保険料の抑制につながる足跡を手のひらに乗せて取り組みましたが、県1本となれば、自分ところの頑張りがストレートに反映することはありませんので、県と全市町村がお互いにここに力を注ぐ取組にしていかなければ、効果を全体のものにできません。そこには、首長同士、この点での意思の疎通を強固なものにしていく必要があると存じます。

この点での首長同士のテーブルの設置と、これまでにない取組の前進に鋭意努力されることを求める次第であります。現実的には、県が定めた保険料を集金し、それを県に納付する事務仕事を担うのが主な務めのような形になりますが、国民健康保険税の課税権限者は県単一化になった後も、法律上は小澤町長でありますので、保険料の抑制に向けた諸問題の解決に大いに尽くされることを改めて求めるものであります。

また、積年議論の渦中にありますが、子どもの均等割の軽減、廃止の問題であります。

昨年から、未就学児の半額化が始まりましたので、一定の前進であります。未就学児に留めず、対象の拡大を引き続き求めるものであります。

そもそも、収入がゼロの子どもに賦課するこの均等割の仕組みは、累進税制の基本である能力に応じた負担から、全く相反する取組と言わなければなりませんし、こうした人頭税のような仕組みの見直しを引き続き求めるものであります。

同じく、住民税非課税者への賦課もしかりでありまして、そもそも、一定の収入に満たなければ、税負担を求めないのが、負担能力に応じた累進税制の基本的な考え方でありますので、こうした全く収入のない子どもへの均等割や住民税非課税者への保険税の賦課には免除制度の創設が、いよいよ避けられません。

その解決を引き続き求める次第であります。

今般も議案審査の過程で論じられましたが、受益者負担という言葉がありますが、そもそも医療保険は自動車保険や生命保険とは違いまして、それをかけていた人だけが被る保険ではなく、社会保障として実施されている取組

みに他なりません。

そこには、お金のあるなしで受ける医療に違いが生じてはならないとする命の平等を保障する憲法の原則が貫かれている問題でありまして、受益者負担云々を論じるべきではないと存じますし、国保証が保護者の対応に関係なく、18歳までの子どもに支給されているのも、こうした原則が働いているからに他なりません。

また、後期高齢者医療保険では、単身者で200万、夫婦で320万の年収があれば、窓口負担の倍化が昨年10月から始まりました。

当初の3年間だけ上限を設けて、負担の抑制を図っていますが、これは2倍以下の負担増が重いからに他なりません。

この世代は、多年にわたって社会に貢献し、働いてきた皆さんでありまして、当然、体にもあちこち支障が出てまいりますし、慢性の疾患を抱えておられるのは珍しいことではありません。

おまけに大方は収入の糧が年金というのが普通でありまして、年金ですが、物価が上がっているに、下がるのはどういうこっちゃとお叱りの声を私もいただきますが、全くその通りでありまして、けしからん話であります。

今日、年金は、現行制度上、毎年のように目減りし続けているのが実情ですから、能力に応じた負担の原則にも反した取組と言わざるを得ません。

同時に、ここでも議論の渦中にありますが、負担能力の原則からして、少なくとも住民税非課税者等への保険税免除策は手がけてしかるべきと存じます。

改めて、こうした一連の取組を求めまして、国保と後期の両医療保険会計には反対する次第であります。

次に第4号の令和5年度の介護保険事業勘定会計予算であります。

本予算案は、第8期事業計画の最終年度にあたりまして、次の第9期の事業計画を作成する年にあたります。

原案、地域密着型のサービスですが、今年度も手がける直前まで行きましたが、事業者の都合等により断念することとなり、次期計画や見送りとなってしまいました。

その分、サービス給付が発生しませんでしたので、今期の給付費の方に一定の余力ができたようですが、これはサービスを見越しての保険料を皆さん払ってはるからでありますので、この辺、負担と給付の整合性を次期で図れるように工夫されることを求める次第であります。

今後の保険料がどう推移していくのかという問題であります。現在の第8期までで、第1期にして3.1倍にまで保険料が膨らんできているのが現状でして、この傾向は今後も仕組み上、避けられませんので、実際、保険料が払えるのか否かという問題を視野に入れた計画づくりが避けて通れない問題と存じます。

今般も議論を重ねましたが、市町村の努力で見受けられるのが、保険料の多段階化であります。

現在、本町の場合は、国基準通りの9段階制で実施し、一番下の保険料が基準となる第5段階の半額に、一番上が1.7倍に設定する累進制が敷かれています。より多段階化を採用し、この傾向をさらに強めることで、一定の効果は期待できるものと存じます。

審査の過程でも確保策としては理解しているとのことでありましたので、ここはしっかりと効果のほどを見極めて、着手されることを強く求める次第であります。

また、医療保険同様に、住民税非課税者にも保険料が賦課されていますので、ここでも同様の免除の手立ては必要と存じます。

いずれにしても、これらの制度は、決して受益者負担で解決する問題ではありません。憲法が保障する社会保障の制度として実施されている取組ですので、能力を超えた負担が生じて良いはずがありませんので、本予算案も、これらの改善を求めまして、反対する次第であります。

次に、26号の国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本条例案は、先ほど国保の予算案で述べましたように、保険料率を前年比6.6%増で改定するべく所要の改正に乗り出すものでありまして、令和6年の統一保険料での実施に向け、着実に引き上げていくものに他なりません。

論点は先ほどと同様でありまして、負担能力は青天井ではないということでもあります。

引き上がった保険料率を賦課することは可能であります。課税権限者としてそれで良いのかということが鋭く問われる問題に他なりません。

住民税非課税者の免除の問題、子どもの均等割の問題、いずれも経済的負担能力を欠く被保険者への対応が問われている問題でして解決は、課税権限者である町長の権限に属する問題に他なりません。

国保が県で単一化される仕組みが作られまして、従前のように運営できないことは重々承知ではありますが、その解決は、課税権限者である町長に法定されていることも間違いありませんので、一連の問題が放置されたままの条例改定には到底賛成することはできませんので、予算案同様、税率引き上げの本条例案は反対いたします。

以上、これ以外の議案につきましては、いずれも賛成することを表明し、今般上程の全29議案に対する討論を終わります。

議長（寺澤秀和議員） 他に討論ございませんか。

4番、堀 格議員。

4番議員（堀 格議員） 4番、堀でございます。

今定例会に提出されました承認案件2本、議案第1号から7号までの令和5年度の予算案、議案第8号から第14号までの令和4年度の補正予算案、議案第15号、16号の条例制定、第17号から第27号までの川西町の職員の定年延長を含む各条例の改正案につきまして、賛成の立場で討論と若干の意見を申し上げたいと思います。

まず、令和5年度の予算におきまして、やっとな結崎駅南側の踏切の拡幅に

こぎ着けた。このことにつきましては、誠に喜ばしいことであります。

また、秋には、学童保育所新館が竣工し、6年生までの希望する全ての児童が、入所できるのも大きな改善であります。

あと、結崎駅の交番を含む併設設備の具体案をできるだけ早く出していただくこと。また、原案のコミュニティバスの再編につきまして、交通弱者に優しい案を早期に出されることをお願いしたいと思っております。

その他、子どもの医療費助成の拡大、人間ドックの助成、さらにおくやまに交流の場を設けるなど、前向きな制度が出されております。

まず、思いますに、地方行政というのは、国の施策、いろいろな制度がありますが、この制度の骨格は変えることなく、いかに効果を定めて実施していくか、その環境整備に努めることが、まず、先だと思っております。

その中でバランスを見ながら、そして自治体の置かれた環境を見て、次に不可保障を考えていくことではないかと思っております。

今、少子化の中で、子育て環境の整備が急務であります。

医療機関、インフラ整備、優しい相談環境、特に重要な教育環境など、総合的な環境整備が求められております。

何ができるか、前向きに考えていこうではありませんか。

今回の予算案につきましては、全体としてその方向にあるものと大いに評価をいたしております。

さて、参考までに、千葉県のある町では、子どもの妊娠から産後のケアまで、非常に親切なケアを行う産院クリニックがあって、非常に賑わっております。

かつ、町の出生率まで上がっていると、こういう例があります。

クリニックも町も両方発展するという非常に良い例であります。

日本全体では、いろいろな成功事例がありますから、それを参考にしていけばいいんじゃないかと思っております。

あと一つ、職員の定年延長では、役職者の処遇の活用が一番難しいと思っております。

先行して実施している民間の例も参考にさせていただいたら、いいと思っております。

いずれにいたしましても、今回の各案件は前向きなものと評価し、全ての議案に賛成するものであります。

以上で、賛成討論を終わります。

ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（寺澤秀和議員） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

承認第1号、令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、及

び承認第2号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分についての2議案を一括採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する厚生文教委員長の報告は承認すべきものです。

承認第1号及び承認第2号について、委員長の報告のとおり承認することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和議員) 賛成全員であります。よって、承認第1号及び承認第2号は委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第1号、令和5年度川西町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告はいずれも可決すべきものです。

議案第1号について委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和議員) 賛成多数であります。よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第2号、令和5年度川西町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は可決すべきものです。

議案第2号について委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和議員) 賛成多数であります。よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり、可決されました。

次に議案第3号、令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は可決すべきものです。

議案第3号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和議員) 賛成多数であります。よって議案第3号は、委員長の報告の通り可決されました。

次に、議案第4号、令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は可決すべきものです。

議案第4号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和議員) 賛成多数であります。よって、議案第4号は委員長の報告の通り可決されました。

次に、議案第5号、令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について、議案第6号、令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第7号、令和5年度川西町下水道事業会計予算について、議案第8号、令和4年度川西町一般会計補正予算について、議案第9号、令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第10号、令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第11号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第12号、令和4年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について、議案第13号、令和4年度、川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、及び議案第14号、令和4年度川西町下水道事業会計補正予算についての10議案を一括採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告はいずれも可決すべきものです。

議案第5号から議案第14号について、委員長の報告の通り可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和議員) 賛成全員であります。

よって議案第5号から議案第14号は、委員長の報告の通り可決されました。

次に議案第15号、川西町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第16号、川西町個人情報審査会条例の制定について、議案第17号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、議案第18号、川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例及び川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部改正について、議案第19号、川西町の職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第20号、特別職の職員で、非常勤の者の報酬、費用弁償および証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、議案第21号、川西町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第22号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について、議案第23号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第24号、川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び第25号、川西町国民健康保険条例の一部改正についての11議案を一括して採決します。

この採決は挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告はいずれも可決すべきものです。

議案第15号から議案第25号について、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和議員) 賛成全員であります。よって議案第15号から議案第25号は、委員長の報告の通り、可決されました。

次に、議案第26号、川西町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

厚生文教委員長の報告は可決すべきものです。

議案第26号について、委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和議員) 賛成多数であります。よって、議案第26号は、委員長の報告の通り可決されました。

次に、議案第27号、川西町ふるさと応援基金条例の全部改正についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は可決すべきものです。

議案第27号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(寺澤秀和議員) 賛成全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告の通り可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付託されました議案については全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会、駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても、継続調査並びに審査したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(寺澤秀和議員) 異議なしと認めます。

よって、閉会中においても、常任委員会および特別委員会を開催することに決しました。

これをもちまして、本定例会の全てを終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にも関わらず、本定例会に提案されまし

た諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ、議会運営に御理解と御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼を申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き、厳しい財政環境が予想されるため、予算執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。

また、各議員から出されました意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会にあたり、町長より閉会の挨拶を受けることにします。

町長。

町長（小澤晃広） 本議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今期、定例会では、新年度当初予算を初めとした諸議案を提案いたしましたところ、慎重なご審議の上、それぞれご議決ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、審議におきましては、今年度、始めた新しい取組へのご質問、川西町の未来を見据えた子育て教育に対する御提言、新しい時代に対応していくための御提案、物価高騰などによる生活への影響に対するご心配など、多様な観点からの御意見を賜りました。

今後の町政運営や各種施策にしっかりと頂戴した意見を反映させ、川西町での暮らしをより良くするため、未来世代に誇りを持って引き継いでいくことができる川西町を創造していくため、本年度スタートさせた取組を来年度、しっかりとステップアップさせていくべく一生懸命に取り組んでまいりたいと存じます。

各議員におかれましては、近く、4年の任期を満了されることとなります。

任期中は町政発展のため多大な御尽力、御協力、御支援を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

この4年はコロナ禍による大きな生活の変化があり、また本町では、私が町長の職責を担わせていただくという変化、また、残念ながら中嶋議員が体調を崩され、御逝去されるという悲しい出来事もございました。

そんな中、この難関を乗り越えながら、結崎駅の駅前広場、駅舎のオープン、唐院工業団地の拡張工事の完了、大和平野中央プロジェクト下永地区の売買契約の完了などの大きな取組も無事、進めてこられており、川西町は確かに前に向かって進んでいると感じています。

これはひとえに、12名の議員の皆様が、議会、行政、地域がワンチームとなったオール川西でのまちづくりに主体的に御参画いただき、御貢献してきてくださった賜物でございます。

本当にありがとうございます。

引き続き、本議会の選挙に立候補される議員の皆様方におかれましては、すでに毎日お忙しい日々を送ることと存じますが、お体に十分気をつけられ、

御健闘いただきまして、再びこの場でお目にかかれますよう心から祈念し、また、次の道に進まれます方には、立場が変わられましても、これからも地域の発展のため、ともに取り組ませていただくことをお願い申し上げ、結びに、皆様の益々の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（寺澤秀和議員） これをもちまして、令和5年川西町議会第1回定例会を閉会します。

ありがとうございました。

（午前10時57分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月20日

川西町議会

議長

署名議員

署名議員

## (議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第1号	令和4年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	3月20日	原案承認
承認第2号	令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について	3月20日	原案承認
議案第1号	令和5年度川西町一般会計予算について	3月20日	原案可決
議案第2号	令和5年度川西町国民健康保険特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第3号	令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第4号	令和5年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第5号	令和5年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第6号	令和5年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月20日	原案可決
議案第7号	令和5年度川西町下水道事業会計予算について	3月20日	原案可決
議案第8号	令和4年度川西町一般会計補正予算について	3月20日	原案可決
議案第9号	令和4年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
議案第10号	令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
議案第11号	令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
議案第12号	令和4年度介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
議案第13号	令和4年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について	3月20日	原案可決
議案第14号	令和4年度川西町下水道事業会計補正予算について	3月20日	原案可決
議案第15号	川西町個人情報保護法施行条例の制定について	3月20日	原案可決
議案第16号	川西町個人情報審査会条例の制定について	3月20日	原案可決
議案第17号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	3月20日	原案可決

議案第 18 号	川西町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例及び川西町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例の一部改正について	3 月 20 日	原案可決
議案第 19 号	川西町の職員の定年等に関する条例の一部改正について	3 月 20 日	原案可決
議案第 20 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	3 月 20 日	原案可決
議案第 21 号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 20 日	原案可決
議案第 22 号	川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について	3 月 20 日	原案可決
議案第 23 号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 20 日	原案可決
議案第 24 号	川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3 月 20 日	原案可決
議案第 25 号	川西町国民健康保険条例の一部改正について	3 月 20 日	原案可決
議案第 26 号	川西町国民健康保険税条例の一部改正について	3 月 20 日	原案可決
議案第 27 号	川西町ふるさと応援基金条例の全部改正について	3 月 20 日	原案可決
発議第 1 号	川西町議会の個人情報保護に関する条例の制定について	3 月 6 日	原案可決
発議第 2 号	川西町議会委員会条例の一部改正について	3 月 6 日	原案可決
発議第 3 号	川西町議会会議規則の一部改正について	3 月 6 日	原案可決